

令和 6 年 第 5 回
占冠村議会定例会会議録

自 令和6年12月12日

至 令和6年12月13日

占冠村議会

令和6年第5回占冠村議会定例会会議録（第1号）

令和6年12月12日（木曜日）

○議事日程

		議長開会宣告（午前10時）
日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期決定について
日程第3		一般質問
日程第4	認定第1号	令和5年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
日程第5	承認第1号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第6	議案第1号	占冠村総合センター条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第7	議案第2号	占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第8	議案第3号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第9	議案第4号	占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第10	議案第5号	占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第11	議案第6号	占冠村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第12	議案第7号	令和6年度占冠村一般会計補正予算（第6号）
日程第13	議案第8号	令和6年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第14	議案第9号	令和6年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第10号	令和6年度占冠村簡易水道事業会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第11号	令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算（第3号）

○出席議員（8人）

議長	8番	児玉眞澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	木村一俊君		3番	細谷誠君
	4番	下川園子君		5番	藤岡幸次君
	6番	小林潤君		7番	小尾雅彦君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占 冠 村 長	田 中 正 治	副 村 長	松 永 英 敬
総 務 課 長	三 浦 康 幸	企 画 商 工 課 長	平 岡 卓
農 林 課 長	鈴 木 智 宏	林 業 振 興 室 長	杉 村 政 彦
建 設 課 長	小 林 昌 弘	住 民 課 長	伊 藤 俊 幸
福祉子育て支援課長	岡 崎 至 可	ト マ ム 支 所 長	石 坂 勝 美
会 計 管 理 者	合 田 幸	総 務 担 当 主 幹	野 原 大 樹
職員厚生担当係長	鈴 木 隼	財 務 担 当 主 幹	橘 佳 則
税 務 担 当 主 幹	小 瀬 敏 広	企 画 担 当 主 幹	竹 内 清 孝
商工観光担当主幹	阿 部 貴 裕	広 報 統 計 担 当 係 長	大 谷 淳 貴
地域振興対策室主幹	松 永 真 里	農 業 担 当 主 幹	杉 岡 裕 二
林業振興室係長	坂 本 龍 哉	建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子
環境衛生担当主幹	蠣 崎 純 一	下 水 道 担 当 主 幹	中 島 辰 男
戸 籍 担 当 主 幹	細 川 明 美	戸 籍 担 当 主 幹	八 木 香 織
国保医療担当係長	久 保 璃 華	保 健 予 防 担 当 主 幹	岡 本 叔 子
村立占冠診療所主幹	佐々木 智 猛	社 会 福 祉 担 当 係 長	川 口 晃 平
介 護 担 当 主 幹	佐久間 敦	子 育 て 支 援 室 主 幹	森 田 梅 代

（教育委員会）

教 育 長	多 田 淳 史	教 育 次 長	木 村 恭 美
社会教育担当主幹	上 島 早 苗	学 校 教 育 担 当 係 長	渡 邊 舞 子

（農業委員会）

事 務 局 長	鈴 木 智 宏
---------	---------

（選挙管理委員会）

書 記 長	三 浦 康 幸
-------	---------

（監査委員）

監 査 委 員	木 村 英 記	監 査 委 員	下 川 園 子
事 務 局 長	高 桑 浩		

○出席事務局職員

事 務 局 長	高 桑 浩	主 査	田 中 健 士 郎
---------	-------	-----	-----------

◎開会宣言

○議長（児玉眞澄君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日はよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから令和6年第5回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員長、細谷誠議員。

○議会運営委員長（細谷誠君） おはようございます。11月28日及び12月4日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

今期定例会における会期は、本日12月12日から12月13日までの2日間といたします。

議事日程、日割りについては、あらかじめお手元に配布したとおりです。

以上で報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において、3番、細谷誠議員、4番、下川園子議員を指名します。

◎日程第2 会期決定について

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり本日から12月13日までの2日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの2日間と決定しました。

◎議長諸般報告

○議長（児玉眞澄君） これから諸般の報告を行います。事務局長。

○事務局長（高桑浩君） 審議資料の1ページをお願いいたします。

今期定例会に付議された案件は、認定第1号から議案第11号までの13件です。

説明のため出席を要求したところ通知のあった者の職及び氏名は、村長以下2ページにかけて記載のとおりです。

令和6年第4回占冠村議会定例会以降の議員の動向は、9月18日、第4回占冠村定例会から3ページにかけて記載のとおりです。

11ページをお開きください。11ページから12ページは、令和6年度令和6年8月分の例月出納検査結果です。

13ページから14ページは、令和6年度令和6年9月分の例月出納検査結果です。

15ページから16ページは、令和6年度令和6年10月分の例月出納検査結果です。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 次に議長に提出された総務産業常任委員会の報告書について説明を求めます。総務産業常任委員長、小林潤議

員。

○総務産業常任委員長（小林潤君） おはようございます。

それでは、所管事務調査に関する調査報告を行います。

令和6年12月12日、占冠村議会議長、児玉眞澄様。占冠村議会総務産業常任委員会、委員長、小林潤。

所管事務調査に関する調査報告について。このことについて、次のとおり所管事務調査を実施したので報告する。

1、調査期日、令和6年10月7日 月曜日。

2、調査事項（1）占冠中学校屋外排水設備修繕状況等調査。

（2）村営プール（中央）配管修繕状況等調査。

（3）道の駅建物明渡し後の状況等調査。

（4）林道鬼峠線災害復旧及び維持管理状況等調査。

3、調査経過でございます。

調査に当たっては、村長、副村長、教育長及び各担当者の同行により、現地説明及び各種書類を確認し実施しました。

内容でございます。

（1）占冠中学校屋外排水施設修繕状況等調査でございます。

占冠中学校の手洗い場及びトイレの詰まり、悪臭等により、生徒の学習環境に支障をきたしていることから、環境衛生の改善をさぐべく、夏季休業中に屋外排水施設の修繕が行われたため、現地にて修繕状況の説明を受けました。

事前に行なった配管内部のカメラ調査により、石鹸カスや汚物等による配管の閉塞及び破損が確認され、既設配管、桝等の一部について早急な更新が求められたために、専決処分による予算補正を経て速やかな措置が講じ

られ、修繕により概ね改善が図られたものと認める。

しかし、当該施設は指定緊急避難所に指定され、有事の際は多くの村民の利用が見込まれることから、かねてよりトイレ全体に係る改修の必要性が指摘されているところであります。

事業には多額の財政出動が見込まれるものの、主要な指定緊急避難所であることに鑑み、年次計画による計画的かつ早期の整備を求めるものである。

（2）村営プール（中央）配管修繕状況等調査。

中央プールのろ過機及び配管の不備により、1か月強もの長期にわたる休館により修繕が行われたため、現地にて修繕状況の説明及び今後の方向性等について説明を受けた。

経過としては、6月26日のオープン前点検にてろ過機ポンプの異常が発見されたことから、新たなポンプを設置した上で、7月2日に開設するも水圧が正常値まで上昇せず、プールの水位低下も見られたことから給水配管の破損が疑われ、7月4日より休館とした。

既存給水管が埋設されていることから、掘り起こしにかかる費用や今後の維持管理等も考慮し地上配管により給水管を更新したところ、水位低下の緩和が認められたことから、8月13日に再開した。

しかし再開後も日5センチ程度の水位低下が継続していることから、排水配管にも損傷があるものと推測され、次年度において排水配管の更新を予定しているとの説明があった。

村民の憩いの場、健康増進の場として必要不可欠な施設であることから、次年度の開設時期までに修繕を完了するよう計画的な対応を求めるとともに、トマムプールも含めた日常的な点検調査、メンテナンスを徹底するよ

う求めるものである。

(3) 道の駅建物明渡し後の状況等調査。

有限会社大阪屋相手方とする建物明渡し請求訴訟が終了し、被告による建物明渡しが完了したことから、現地にて建物の現状確認を行うとともに、今後の利活用に向けた方策等について説明を受けた。

建物については、天井の一部に汚れが残存していることに加え、全体的に臭気が残っている状態ではあったが、必要最低限の清掃、修繕を行なった上で明渡しを受けたことが確認された。

今後の利活用については、飲食可能なフリースペース、キッズスペース等に転換すべく、12月定例会にて改修費用に係る予算補正を上程したい旨の説明があった。

手狭な施設にあって、休憩可能なフリースペース、キッズスペース等の充実の必要性は理解するが、当該跡地はもとより、道の駅全体について多種多様なニーズが顕在しているものとする。については、今後における道の駅全体の方向性や構想などについて長期的視点に立ち、行政、指定管理者、既存入店者のほか、必要に応じ第三者も交えた検討会議を設けるなど、関係者間による十分な議論により取り進められるよう求めるものである。

(4) 林道鬼峠線災害復旧及び維持管理状況等調査。

令和4年8月に大雨により被災した林道鬼峠線の災害復旧状況及び同路線における維持管理状況等について、現地にて説明を受けた。

令和4年8月15日の断続的な降雨により、24メートル区間にわたり約70センチの路盤崩落が発生したため、翌年、国の災害復旧事業の採択を受け災害復旧工事を行なったが、現地確認により適正に施工復旧されていることを確認した。

また、本年度に実施した修繕、木製路面排水路肩土留めについても現地を確認し、適正に処理されていることを認めた。

地球環境の異常気象により全国的に過去に例のない大雨災害に見舞われているが、日常的な施設点検や維持管理、メンテナンスが大雨被害を最小限に食い止める唯一の方法であり、引き続き限られた財源の中で計画的に取り組まれるよう求めるものである。

5、調査の継続。

総務産業常任委員会での調査結果は上記のとおりであるが、今後も引き続き調査を行うものと決定した。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（児玉眞澄君） ここで村長から行政報告のための発言を求められておりますので、その発言を許可します。村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありましたので、行政報告をいたします。

審議資料4ページになります。

1、報告事項であります、本日配付の資料をご覧ください。

(1) 住民懇談会の開催について。

10月17日から10月25日の間において開催しました住民懇談会についてご報告いたします。

村内6会場、合計31名の皆様に参加をいただいた今年度の懇談会では、各地区共通の話題として、道東自動車道四車線化の進捗状況について、地域公共交通について、ごみの関係について、宿泊税の導入について、ヒグマについての説明を行なってまいりました。

また、個別の話題として、トマム地区において公衆トイレの撤去について、双珠別地区

では野生鳥獣対策について、占冠地区においてはメープルシロップ施設建設について説明したほか、全村的各地区特有の話題についても意見交換することができました。

住民懇談会は、住民の皆様と膝を交えて、地域の課題や将来の在り方について意見交換ができる貴重な機会であることから、私も重要な取組みと考えております。

今回いただいた御質問や、普段なかなか気が付くことができない地域特有の課題、各種の要望について、すぐに改善できるものは速やかに対応し、予算措置が必要なものについては、新年度予算に計上するなど、より良い村づくりのための施策につなげてまいります。

2、主な用務等でございますが、9月18日令和6年第4回占冠村議会定例会以降の行動につきましては、7ページまで記載のとおりであります。

次に7ページの3、入札につきましては、記載のとおり、7件を執行しております。

以上、行政報告を終わらせていただきます。
○議長（児玉眞澄君） これで村長の行政報告は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時29分

清流大学学生の皆さん、おはようございます。

恒例の傍聴をいただきまして、本日は大変ありがとうございます。

これより各議員による一般質問を行いますので、御清聴頂きますようよろしくお願いいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続けます。

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、これから一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

なお、本定例会より、会議規則の改正に伴いまして各議員の持ち時間は60分となりますので、御留意いただくようよろしくお願いいたします。初めに2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） 発言のお許しを頂きましたので何点か質問いたしたいと思います。

12月の広報によりますと、10月末、住民基本台帳登録数は、1,390人ということで、いつまでも住民がこの村で暮らし続けていけるような施策が求められております。

まず、外国人对応についてお尋ねいたします。

村の人口構成において、外国人の方が占める割合が大きくなっています。少子高齢化の傾向では、さらなる増加も考えられております。それにつれ、村の令和5年度決算に見られたように、税や保険料での不納決算額への関与で、村政への影響も散見されるようになりました。

外国人は法令または条例の規定により、禁止される場合を除き私権を共有すると、民法3条2項にあるように、その対応には、国際法や法律や、出身国の制度、言語、風俗、風習等の知見を含む専門的知識が求められます。

多国籍の外国人に対し、日本語教室や生活相談等を含み、利便性を持つワンストップ窓口で対応する専門職員の育成や、思い切った外国人採用も考慮する時期にあると考えますが、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 木村議員の御質問にお答えをいたします。

本村における外国人对応の御質問でございますが、各国からの外国人比率を見てみます

◎日程第3 一般質問

と、平成25年度末は4パーセントでありましたが、平成30年度末に22パーセント、令和5年度末では32パーセントと大きく伸びておりまして、平成29年にクラブメット北海道トマムがオープンしたことによる、外国人従業員の増加が要因であります。

令和6年9月末の状況を見ますと、45か国385人の外国人の方が長短ではございますけれども占冠村で生活をしており、冬期に比率が増す状況が続いております。

私も外国人対応については必要性を感じているところでありますが、9月に外国人向けのごみ分別方法講習会を開催したほか、11月には公益社団法人北海道国際交流協力総合センターと連携し、北海道外国人相談センター移動相談会をトマムコミュニティセンターで開催してきたところであります。

また、当日参加できなかった訪問村在住の外国人の方々からの相談も数件あったとのことでした。

外国人に対する役場の窓口業務につきましては、自動翻訳機等を活用し、外国語の得意不得意にかかわらず対応しているほか、外国人対応に支障をきたしている地方公共団体の行政窓口を種々支援するためにスタートしました、二者間通訳サービス事業を登録し、支援を受けながら対応をしているところです。

また、北海道外国人相談センターのチラシを窓口に備え付け、在留資格、労働問題、健康保険、年金、税金、運転免許、教育、結婚離婚など、生活の困り事について北海道外国人相談センターにお繋ぎをする体制を整えているところです。

非常に高度で広範な知見を持つ専門職員を配置することは、現状難しいと考えておりますが、北海道国際交流協力総合センターからも外国人住民がどのようなニーズ、困り事を

抱えているか把握することは非常に難しいが、多文化共生や災害時の外国人支援などの協力を行えるとのお話も頂いておりまして、外国人とのコミュニケーションツールや、支援機関等を最大限活用しながら対応してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村議員。

○2番（木村一俊君） いずれにしても、昔から見たら考えられないぐらい、占冠村も国際的になってきていますので対応をよろしくお願いいたします。

次にトマムに駐在所というテーマで、一応外国人の増加にも関連するのですが、大多数の方はトマムに住んでいます。今では、トマムのほうが中央より人口が多い状況です。

住民の安心安全を考えれば、今駐在所の設置が望まれていることは理解できると思います。

この件に関しましては、かつて議会の一般質問において度々提示され、機会あるごとに要望していく、要望していると村長の答弁が繰り返されてきたところですが、残念ながらいまだ実現しておりません。

トマムにおける駐在所の必要性についての認識について、村長はどう考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） トマム地区への駐在所の設置に関しての御質問ですが、北海道代表する観光地でもあるトマム地区の治安を維持し、地域住民及びインバウンドを初めとする観光客の安心安全を確保することは、北海道全体の観光振興を図るためにも必要不可欠であるとの考え方から、これまで幾度も北海道知事、上川総合振興局長、北海道警察本部長、北海道警察旭川方面本部長、北海道警察旭川方面富良野警察署長に対し要望書を提出

するほか、国会議員との意見交換も行なってもらいました。

また、今年になりますが、7月に開催された上川地域政策懇談会において、上川地域選出の道議会議員に対しトマム地区の駐在所誘致について要望してもらいました。その後、上川地域選出の道議会議員三者に対して、この間の要望活動等の資料を提出し、9月下旬と聞いておりますが、この3名の方による北海道警察本部長への要望活動につながっているところです。

その後、占冠駐在所より、今年の冬季間トマム地区において試験的に職員の配置を検討しているとの連絡がありまして、具体的には平日2週に1回程度トマムコミュニティセンター内に事務所として勤務する準備を進めるとのことで、職員については占冠駐在所、落合駐在所からの派遣を考えているとのことでした。

これまでなかなか実現できなかった駐在所誘致に向けた大きな一歩であるところと捉えております。駐在所は地域の安心安全のために欠かせない資本であり、取締り等にとどまらず、駐在所が所在すること自体による犯罪や交通違反に対する抑止的効果も非常に大きいものがあります。

トマム地区の住民にとって駐在所の設置は悲願とするところであり、その思いは私も同様であります。

駐在所の設置に向けてさらに一歩進めるため、どのような取組が有効なのか、道議会議員の支援も受けながら検討し、昨今の情勢など訴えながら誘致につなげてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村議員。

○2番（木村一俊君） トマムのある住民から駐在所を設置するための土地を寄附してい

ただいたということを聞いております。最近その身内の方から、駐在所のために寄附した土地はどうなったと度々聞かれて困っております。

現在は花壇というか、案内版が築かれているのですが、あくまでも駐在所のための土地ということで流用ということに当たるのではないかと思います。駐在所でなくてほかの用途に使われていることに対して、村長どう考えているのか伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 駐在所用地につきましては、木村議員言われるとおり地域住民の方から村へ駐在所を建設のために、寄附を受けたものでございます。

要望書の中には必ずこの住民の意思、寄附を受けた土地があるからこれを使って駐在所を建設してほしいという文言を口頭で申し上げていますので、流用しているつもりはありません。

それから、駐在所が建つまでの間荒れ地のままにするわけにはいかないため、地域の方とも合意の上、景観美化の観点から花などの植栽等を行なっているものでありまして、トマム町内会の住民活動に支援を行いながら整備をしているところでございます。

そういった状況でありますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（児玉眞澄君） 木村議員。

○2番（木村一俊君） 今こそトマムに駐在所の設置が求められる時期というのではないと思われま。設置にもうちちょっと時間が掛かるということで、やっぱり寄附された土地にある花壇や案内板は撤去しまして、先ほど冬の間、お巡りさんがトマム支所で休んだりするという話があったんですけども、やはり寄附された土地に、警らだとか巡回のときに立

ち寄れる立ち寄りボックスだとか、防犯相談所的なものを建設したりして、少しでも住民の安定を図るということができないのかどうかということをお尋ねすると同時に、やはり今、駐在所を作る、求める本当の時期だと思うので、今一度、村長だけでなく、議会だとか住民一体となって誘致を求める動き、それを進めていってほしいと思うのですが、村長のお考えをもう1回お聞きいたしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 現状の用地につきましては、地域美化ということで地域の皆さんの御協力を頂いて花壇整備をしているもので、この目的を達成する間放置をできないというところで実施をしているものですから、そういったものは理解していただきたい。

ほかに、その用地を使って警察の立寄所的なお話ありましたけれども、これはあくまで警察が警察のルールに則って設置するものですから、村がそういったものを設置することができるのか、ちょっと法的なことは分かりませんが、まずは警察に考えてもらうということなのかなというふうに思います。

地域運動として設置を行う、議会住民含めてこれは可能だと思っております。そういった状況が生まれれば、ぜひやりたいものだなというふうに思いますけれども、現状において、村としてこの要望活動を続けているということで御理解いただければいいかなと思います。よろしくお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 木村議員。

○2番（木村一俊君） よろしく願いされたので一緒に頑張りたいと思っていますけれども、次のテーマで、地域移行地域公共交通の問題点ということで、現在の村の交通体系を

見ればJRあり、村営バスあり、タクシー、むらびと交通あり、社協の公共交通空白地有償交通あり、最近ではトマムにおける南富良野町営バスありといろいろありますが、それぞれに問題点を抱えております。

例えば、JRについて言えば、乗車券が高い、チケット乗車券の販売体制、そして昨日で新聞に出ていましたけど、特急おおぞらの停車に関する記事が載っていましたが、今止まっている汽車も占冠駅にとって停車しなくなった場合はどういうふうになるのか。それから、村営バスにおいては運転手不足の問題、今日高から3人も運転手さんいらして、占冠住んでないということで、やっぱり運転手さんの不足というのは大変な問題だと思います。

それから、村民の富良野市内での乗車乗降問題、それから、公共交通空白地有償交通においては、これはライドシェアの一形態と考えられていますけども、あくまで利用は障がいや介護認定された方に限定されるということとか、むらびと交通との兼ね合い、若干料金体系がむらびと交通のほうが安いので利用しやすくなっていると思うんですけども、あと幾寅町営バスにおいては、村営バスとの料金体系の違い、そしてハイヤーについては営業エリアがトマム地区での利用を網羅できていないということ等々あげられます。

唯一むらびと交通については、最近やっと認知度、利用度が上がり、その優位性が理解されつつあり、それにつれ利用しづらくなっておりますが、私は村の規模に合った利便性、経済性に富む制度として、ほかの市町村に誇れるシステムだと私は大きく評価しておりますけども、このような現況にある村の公共交通に関して、村長の総体的な認識、評価についてどういうふうに思っているのか

伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

（「今の質問は通告外の質問になります」
の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 通告外の質問になりますので、木村議員。

○2番（木村一俊君） 村の交通、今の現況をどう考えているのか、それは村長の考えがあるかなと思うんですけども、ないですか。

（「質問はないの」の声あり）

次行きます。10月に議会は行政視察で宗谷管内中頓別町のライドシェアを見聞してきました。

ライドシェアというのは簡単に言うと、合法的な白タク行為でして、限定ライドシェアとして全国的な交通移動需要増への対応として国が認めた制度でして、今回の視察の際に向こうの担当より、占冠でも潜在的な移動ニーズを満たす可能性があるので、自家用車の活用を進めてはどうかという提案を受け、その際具体的な選択肢として、3点ほど提示されたわけなんですけども、1点目が日本版ライドシェアとしての自家用有償旅客運送ということで、これは村での応用例を考えますと、現存のハイヤー会社を運営母体として、限定ライドシェアを展開していくということだと思ふのです。

それから2点目が、自治体ライドシェアとしての自家用有償旅客運送、これは村が主体となって、道路運送法の78条、79条に規定されているようなライドシェアを展開していけということ、そして最後に、中頓別町でやっているような、許可や登録を要しない運送ということで、結局これはボランティアを募集して無償の運行サービスの展開を図っているわけですが、こういったような方法はどうかということで、ライドシェアの利用をうちの

村ではどうかということで提案されたわけなんですけども、村長はどういうふうに考えているのか伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ライドシェアについての御質問であります。

ライドシェアは2024年4月から解禁されて、都市部や観光地でのタクシー不足を解消するだけでなく、地域での交通弱者にとっても有益なサービスになると思っています。

しかし一方で、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに、自家用車の一般ドライバーのみが運行責任を負う形態を前提としたライドシェアは、安全性の確保、利用者の保護等の課題が指摘されています。

また、利用者の少ない過疎地では、需要過小のための機能しないおそれがあると課題が多いと認識しております。

利便性の向上を期待する一方で、安全面を懸念する声もあることから、導入の際には、利用者が安心して利用できる仕組みづくりが不可欠だと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村議員。

○2番（木村一俊君） 先日も中学生とのコミュニティスクール議会がありまして、トマムスキー場に行くときの足の確保についての質問がありまして、やはり結構トマム地区では公共交通がちょっと不十分だと思うので、このライドシェア、問題点はいろいろと村長今言われたようにあるんですけども、やはり今、考えていったほうがいいのかと思うんですけども、それについてもう1回考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 最初に御答弁申し上げたとおり、その有効性についてはやり方次

第ではいいのかなという理解でいますけれども、なかなか他の地域を見たときに、そういった自家用車で運行をしながらボランティアに頼る的な、そういう実態であってはならないと思っています。

やはりしっかり安全性、それから交通ルール含めて、しっかりした条件を確立してから運行なのかなというふうに思っています。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村議員。

○2番（木村一俊君） うちハイヤー会社があるので、都会で行われている日本版ライドシェアですか、やっぱりハイヤー会社を運営主体として使ってライドシェア展開していくっていう方法もうちはできるので、そういう方法で住民の足の便をさらに、いいほうだと思んですけど、うちの村は、もっと利便性を高めていくっていいことあってもいいのかなと思います。この問題はこれで終わります。最後のテーマで質問したいと思います。

10月24日、25日と、議会は宗谷管内中頓別町、上川管内音威子府村における介護福祉施設を行政視察してきました。

人口約1,500人の中頓別町では、30床の養護ホーム、50床の特養、そして介護医療院の開設により介護に関する福祉、医療サービスが総合的、一体的に提供されるシステムで終末期まで安心して住み慣れた地域で過ごしていくという、まさに対の住み処づくりともいえるべき、それも行政直営での施策を見聞してきました。

そして、人口619人の音威子府村では19床のベッドを持つ診療所に隣接し、デイサービスや訪問介護サービスを提供する事業所や、地域のコミュニティスペースを含む複合施設の中に、14部屋のサービス付き高齢者住宅、

通称サ高住ですが、これを併設し、住み処としていく施策を見てきました。

最近の新聞報道でも、世帯主が65歳以上の高齢世帯のうち、ひとり暮らしの割合が北海道内では2050年に46.2パーセントに達すると書かれていましたけども、独居の高齢者は増え続けています。

いつまでもこの村で暮らし続けるための対策、対応を考えていかなければならないと思うのですが、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 介護施設等の対応についてであります。本村においては、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる仕組みづくりを基本目標として、以前設置していたデイサービスセンターや訪問介護事業所を廃止して、平成27年度より小規模多機能型居宅介護施設とま～るを整備し、地域密着型サービスへと移行し、通い、訪問サービスや宿泊等を充実させ、住み慣れた自宅でできるだけ長く過ごせるように、また少しでも健康寿命を延ばすための介護予防に力を入れていく事業展開をしているところであります。

村の今後の考えとしても、新たな福祉施設を運営する方向ではなく、小規模多機能型居宅介護施設を中心とした介護福祉サービスの運営維持に加え、在宅で長く暮らすために自分でできること、お互いに協力できることを一人一人が考えて実践していけるような関わりを行なっていくことが重要であるというふうに考えています。

ただ、全国的に介護人材が不足している中、占冠村についても例外ではなく、現在の運営についても慢性的な人員不足でありまして、今後の新たな事業展開については、人的要因、経済的要因を鑑み、現状のサービスを維持す

ることが最大目標であるというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） 木村議員。

○2番（木村一俊君） 介護保険制度が始まって25年ぐらいになるわけですが、介護保険というのは、もともと要介護になってもできる限り自宅で自立した日常生活を営めるように、本当に必要な介護サービスを総合的、一体的に提供していこうというのが介護保険の趣旨ということでありまして、この在宅生活を支えていくというのは訪問介護サービス、これが一番基本的なサービスになるんじゃないかなと思っているわけです。

村長言われたように、うちの村では小規模多機能介護サービスにつなぐための登録がなかったら、村の訪問介護サービスというのは受けられないわけなんです。訪問介護サービスは今、報酬が下げられて儲からないから大変だということで潰れているところがたくさんあるんですけど、やっぱりこの訪問介護がきちんとしていかないと、自分の家で暮らし続けることはすごく難しいことではないかなと思うんですね。

やはりこの事業体をどのようにつくっていくか、あるいはできないんだったら地域の町内会による互助サービス、互助システム、お互いの助け合いということで、やはり資格があるとかないとかにこだわらない、介護保険から逸脱したシステムでお互いに助け合っていくことができないか、それが本当の地域密着サービスじゃないかなと僕は考えるわけなんですけども、その辺のことを村長がどう考えるか、それを尋ねまして、本日私の質問は終わりたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員の言われる、在宅介護における様々な取組、やはりできるこ

とは取り入れながらやっていくというのがいいんだろうと思います。

現状、在宅サービスについて村内でやられていると思われています状況を調べましたら、とま〜るにおいては泊りを中心とした地域密着型サービス、それからホームヘルパー的なものも可能ということになっているようです。

それから在宅福祉サービスで、配食サービスあるいは除雪サービス、むらびと交通含めた公共交通空白地有償運送サービスというのがやられております。

それから環境整備として、住宅改善、それから浴室、トイレ、階段解消などのサービスがございます。

それからボランティア的には、ファミリーサポートがやっている独居高齢者宅の見守り、それから草刈りや送迎などのボランティア、あるいは公的には、訪問看護においては訪問看護ステーション、老健ふらのの隔週1回程度ですけれども訪問看護がされている。

それと訪問リハビリについては、ふらの西病院、老健ふらのの御協力をいただいて隔週1回程度の実施があると聞いております。

それから、高齢者緊急通報システム、現在11件が利用されておりますけれども、それらの安否確認も行なっているという状況になります。

ふれあい昼食会、これもボランティアになるのでしょうか、社協事業として年4回の独居高齢者を対象にした、そういったふれあい昼食会等も実施されているということで、地域の皆さん方の御協力で、ボランティアも含めて様々な介護支援をしていくということで、議員言われるとおりにほかにももっとやれることはあるんじゃないかということは、また利用ニーズも含めて検討しながら、できるだけ

でサービスを拡充していくということで進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで、2番、木村一俊議員の一般質問を終わります。
一般質問中ですが、ここで、11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。続いて、7番、小尾雅彦議員。

○7番（小尾雅彦君） 議長のお許しがありましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、ちょっと立ち入った話で恐縮ですけど、村職員の処遇についてということで、村の職員の任命ですとか、人事異動は村長の専権事項ですが、専門性の高い職種については、通常の人事異動とは相違した取り扱いが要されると思われます。

経験年数を踏まえた上での、従前から対応はされていると思いますが、今後、村長の政策の実現ですとか村政の執行方針の達成のためにも、ベテランの職員育成が要されると思いますので、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小尾議員の御質問にお答えをいたします。

昨今の専門性の高い職種の採用が本村のみならず、多くの自治体で課題となっている中、有資格者による行政サービスの提供など、より高度な行政サービスが求められている現状にあります。

業務量の増加や業務の複雑化などもあり、職員には御苦労をおかけしておりますが、学習、研修、実践等によりスキルアップを図り

ながら対応いただいているところです。

限られた人材の中ではありますが、人材の育成は今後より重要性が増してくると思っておりますので、専門性の高い職種は後継者を育成しながら政策を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） 私も従前職員だったので大変言いづらいのですが、こういう村長が危惧されている専門性の高い職種については、やはり異動の年数の周期といいですか、短期間で異動してしまうとせっかく覚えてもそれを生かされないまま次の職種へということで、いろんなところを経験するのは悪いことではないと思うんですけども、やはり求められている住民の要望に答えていくためには、そういう専門性っていうのが追求されますので、十分、今後の異動案件についても、考慮していただきたいなということの思いがあります。

村長の考えですので、再質問するのはタブーだと思いますので、次の質問に移ります。

○議長（児玉眞澄君） 小尾議員、質問ですから質問してください。

○7番（小尾雅彦君） 立ち入らない範囲でよろしくお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ただいまの異動に関わっての取扱いでございますが、専門職にあってはそれを専門としてやっていただくというのを基本として、資格取得も含めて職務の中で取っていただいている方々もいらっしゃいます。

それから一般職で、技術職に配属になった方はやはり異動があるということもありますけれども、できれば専門職を採用したいというのが基本的な考え方ですけども、なかなか

そこがうまくいかないということで、人事異動でやるしかないだろうということでありますが、現状では専門職についてはあまり異動をさせないというのは基本的な考え方です。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾雅彦議員。

○7番（小尾雅彦君） 次の質問です。

来年度におけるヒグマの対処で、市街地の出没案件です。

新聞報道にありますとおり、砂川市において、市街地に出没したヒグマの対処事案について対応した猟友会の支部長さんが、捕獲対処後に公安委員会から猟銃の所持資格の取消処分を受けて、現在二審敗訴の審議が継続されています。

先般、北海道猟友会が当事者に責任を押しつけたことから、道内の各支部に対して自治体や警察との連携が不十分な場合は、自治体からの駆除要請を拒否するよう通知するとの報道がありました。

一応村には鳥獣専門員が配置されておりますので、今年の出没訓練でも警察との連携ということで猟友会も含めての対応の訓練が実施されておりますが、やはり緊急事案として1人で市街地出没対応には危険が伴うということで、今後も地元の猟友会との応援対処が求められると思いますが、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ヒグマへの対応に当たりましては、必要な人手を現場に充てるため、本村では地元猟友会に丸投げではなく、野生鳥獣専門員を核に村が主体的に動くための体制を作っています。

したがって、関係性としては、猟友会の占冠部会と占冠村は、猟区監視等委託業務契約を締結して、その中で有害駆除をはじめとす

る巡視活動や、さらには様々な協力活動を通じて、捕獲従事者の皆様の資質向上と活動環境の整備がなされるようあらかじめ約束をいただいているところです。

村在住のハンターの皆さんは地元猟友会にも所属していますが、村は毎年度、個々人に対して資格要件と協力の意思を確認し、お一人おひとりが自覚と責任を持って村の捕獲従事者チーム及び自治体に加わっていただいております。

突発的に発生するヒグマ事案においては、応答可能な人数は限られますが、初動や最低限の措置は野生鳥獣専門員を使って村独力で行うため、協力いただく皆様に過度な負担をかけることなく実施しますし、皆様には臨時職員の身分保障のもとで報酬や災害補償を確保するとともに、野生鳥獣専門員が作業の安全性、適合性を説明し効果的な作業となるよう指導統制を行うなど、安心して活動できる環境をさらに作ってまいります。

また、各種講習や訓練などを催し、全体の対応能力を高めてまいります。

村職員が先頭に立つことにより、ハンターを初めとする村民全体でヒグマに対処していく、そのような地域の姿を目指してまいりたいと考えております。

○議長（児玉眞澄君） 小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） これまでの活動を私も見てみると、やはり自治体のそういう専門体制があるので、良好な連携が取れているのではないのかと思っております。ただ、年間通しての有害駆除活動と、市街地出没のケースはやはり今度警察が入ってくるということで、本当に綿密な連携がないことには、やはり砂川の事案っていうのがないとも限らないと思っております。

やはりうちの村の体制の専門員の在住が、

他の自治体からも先進地の事例として高く評価されておりますので、今後においても、国の指定管理鳥獣の追加から、保護から管理ということで政策転換されますので、やはり今までどおりの捕獲体制とは相違しますので、その辺の内容について、今後における取組とはなるんですけど、村の体制は現状で維持する上でさらにということで、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 市街地出沒に当たってのヒグマ対応ということで、議員も御承知のように、本年地元猟友会ははじめ警察署、それから消防署含めて、模擬訓練をさせていただきました。その中で、警察の関与に当たって、富良野警察署から占冠に来る時間が掛かり過ぎるということで、地元駐在所にその権利を一任するというようなことで進めようということです。即効性も上がりますし、各関係機関、訓練することによって自分たちの役割も含めて、しっかり理解をしていくんだらうということで、定期的な訓練も含めて、今後もよりよい方向でそういった対応ができるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） 小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） 2点目では、先般6月定例会一般質問で林業振興室の鳥獣専門員の業務が多忙を極めている現状を受けて、従前までの2人体制に戻したい旨の村長の答弁がありました。その後の職員採用の取組に進展があったかどうかを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 体制整備についての御質問であります。

村と地域総合交流に関する協定を締結し、特に野生鳥獣対策で御支援をいただいております。

まず酪農学園大学へ担当する職員を派遣し、当村が望む野生鳥獣専門員として必要な人物像などを説明し、在校生及びOG、OBへの周知等の協力を要請しております。

大学からは、酪農学園大学の野生動物学の育成する人材とマッチしているので協力をする、あるいは新卒よりも社会を知り覚悟を持った卒業生のほうが適しているのではなど、好意的な発言をいただきましたので、引き続き連携して人材の確保に努めてまいります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小尾議員。

○7番（小尾雅彦君） 村長のほうでも今現在動いて進行形だということで、来年の4月採用に向けてということの取組になるのでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 村の希望としては、4月採用でお願いしたいということで考えております。

○議長（児玉眞澄君） これで7番、小尾雅彦議員の一般質問を終わります。

続いて4番、下川園子議員。

○4番（下川園子君） 外国人居住者のサポートということでまず村長に伺います。

外国籍の住民の方へのサービス向上について、2021年12月にも質問をさせていただいておりますが、その際、相談に来てくれれば臨機応変な対応をしますということで、今現在もトマム支所ではかなり臨機応変な対応してくださっていると思います。

先ほど、村長から木村議員の答弁にも、現在その対策として北海道の外国人相談センターを利用するだとか、あとは翻訳機を導入する、二者間通訳サービスなどを利用するといったことで対応されているということではあります。前回質問した以降、未だに全体的

な進展というのは感じられていないと思っています。その場しのぎの対応に見えてしまっているような現状であると感じています。

現在、住民の3割近くが外国人の居住者であるのに、分かりやすいサポート体制というのは整っていない状況なのではないかと感じています。

先日のコミュニティスクール議会でも生徒さんより質問がありましたが、多くの在留外国人の方が困っている理由としては、村から送られてくる文書が多言語化されていないですとか、文字、言葉の意味がそもそも分からないということだったり、日本国内のルールが解からないことや、コミュニケーションがとれない、学ぶ場がない、自分で調べようと思ってもフリーWi-Fiの環境がないなどがあげられます。

こういった問題は少しずつでも解決していけると思いますし、逆に解決していくべきと考えますが、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 下川議員の御質問にお答えをいたします。

外国人居住者のサポートに関してですが、決してその場しのぎで対応しているということではなくて、その時々で有効な対応をとってきているところです。

しかしながら、万全な対応がとれているわけではなく、外国人対応についての必要性は感じているところです。今年度の住民懇談会の中でも、外国人の生徒に対する地域の方々の手厚いサポートがあったとのお話をお聞きし、大変ありがたいことであると受け止めております。

私も、外国人居住者のサポートについては課題としてとらえておりますので、外国人従業員を受け入れている事業所や、警察、教育

委員会や支援機関とも連携を図りながら、対応策について模索をしてみたいと思います。

最近外国人比率が高いということで、占冠村に新聞社だったり雑誌社だったり、テレビだったり、そういった取材に来ることが増えました。そういった中で、地域外国人との共生だったり、労働者としての取り扱いだったり、様々な外国人との関わり方について、占冠村はどうなんだろうということでの御質問が多いわけです。

現状のお話をしましたが、やはり全国においてもこういった外国人との共生、関わり方含めて大変課題になっているということで、占冠村が決して先進地ではないんですけども、そういったとらえ方もされる、見方もあるようですけども、まだまだやはり十分でないと考えております。

議員言われるように、やれるところからすぐやって、課題解決に向けて少しずつでも前へ進めるよう努力をしたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川議員。

○4番（下川園子君） こちらのサポートに関しては、文書の多言語化というのは早急にやっていただく必要があるのではないかと考えます。

そのほか、最近近隣自治体などでもこういった外国人の方を受け入れる自治体では、多くの自治体が地域おこし協力隊の方に来ていただいてそういった方にサポート対応をしていただくとか、あとはそういった方じゃないにしても、この相談センターなどを使うに当たっても、個人がそこに入っていくということ自体がやはりハードルが高くなっているのが現状なので、そういったお手伝いをする方だったり、窓口、それは支所ですよって言うのかもしれませんが、そういったところが

必要になってくると感じますし、できれば地域おこし協力隊のような方に入っていただいて、専属で他に兼任されたとしても、どちらかという専属で対応していただけるような方が必要なのではないかと考えますが、村長はどのように考えるか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 外国人対応についてある専門機関からのお話ですと、やはり多国籍化していて、外国人のニーズが幅が広いという中で、ではどういったサービスが有効なのかというのが社会的にも明確でないという中で、やっぱり占冠に来られている多くは、社会保険かけて会社に勤められている方が多いので、そういった方々とも連携しながら、会社とも連携しながら、地域で一般に暮らしている方も含めて、どういったニーズがあるのかっていうことをまずつかまないと、単に人を置いたからいいということではないというような気がします。ただ、議員言われるように何もしないというわけにはいかないので、何が有効なのかを含めて、しっかり対応できるような方策を検討させていただきたいというふうに思っております。やることは、やれることはやらせていただきます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川議員。

○4番（下川園子君） まず、外国人従業員を雇われている会社さんとの協力というのもとても重要だと思います。ただ、やはりそういった方たちが仕事外の時間というのは、個人で占冠村の中で生活をするための何かをする、買物だったり、その手続きをするとか、そういったことにつながってくると思うんですけど、そのときにやっぱりその第一段階として、自分がどこに相談していいかも分からない。確かに多国籍化しているので、どの言葉でおけばいいのかとか、そういった問題が

出てくるのは重々承知はしているんですけども、世界規模でいったときには、やはり第一言語が英語になってくると思うので、最低限英語なのかなというところだと思います。

そういった中で、せめて第一段階として、ここに相談、第一報してくれれば間口を広げてあげられますよというところが、最初の段階としては必要なのではないかと考えますが、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 木村議員の質問のときも申し上げましたけれども、専門性を置いた持った職員がいない中で、今センターのチラシありますよね、あれのQRコードで言語が読み取れるようになっているので、即相談もできるような体制のようですから、まずはそういったものを利用してもらうためのコマercial、お知らせ含めて村が対応していかなければならないのかなと思いますけども、機会を通じながら、さっきも言ったんですけども地域の皆さんが一生懸命お世話してくれている外国人もいらっしゃいますから、そういった方がどういったニーズでやっているのかっていうのを把握しながら、村としてできることはやりたいと考えていますので、議員から見ると生ぬるいやり方なのかもしれませんが、現状の今の組織力からいくと、そういったことなのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川議員。

○4番（下川園子君） では続きまして、教育長に質問いたします。

在留外国人の方は、学ぶ場だったりコミュニティの場というのが全くないので、そういったものに対してコミュニティの場を求めています。

社会教育としても、そういった外国人の方も学べるような学習の場、または日本人の方とコミュニティをとれるような場というのを社会教育として設ける必要があるのではないかと思います。教育長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長、多田淳史君。

○教育長（多田淳史君） 議員の御質問にお答えいたします。

本村に居住されている外国人の方々に対する学びの場の提供の必要性についてですが、教育委員会といたしましてもその必要を感じてございますが、なかなか有効な施策を打ち出せないというのが現状でございます。

議員御指摘のとおり、住民の約3割が外国籍の方々であることを再認識しまして、まずは交流するためのネットワークづくり、そしてニーズを把握して最適な学びの環境を提供できるように、地域、首長部局の協力を得ながら取り進めてまいりたいというふうに、早急にですね、進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） 下川議員。

○4番（下川園子君） この学習の場ということですが、これは教育現場でも同じようなことが起きていると考えます。

先ほど村長答弁の中でも住民の方がサポートしていますというお話ありましたが、実際に住民の方でも日本語を教えるなどしてサポートはしておりますが、教育現場の場合は、母国語が違う状態で学校に入学するといった場合、たとえ占冠だったり日本で生まれた子供であったとしても、その御両親というのが母国語が違う場合は、日本語を教える環境ってというのがそもそも整っていません。なので、子供は日本語はしゃべれるけれども日本語を読んだり書いたりはもちろんできないですし、その御両親も読めない、書けないっ

ていうまま成長していきます、子供は。小学校入学できるという過程になったときに、現在占冠ではそういった子も入学体制は整えていただいて入学できる状態ではありますけれども、それで入学してしまうと一番最初のスタートからどうしても、日本人の子供とは差が生まれてしまいます。

日本人の子供は小学校入学する前までに、大体保護者、家庭だったり、保育所だったり、平仮名の読み書き、それから日本語を通常使っているの、理解した上で学校に入ります。だけど、ニュアンスとして、外国の子供は日本語のニュアンスは伝わっているけれども、その文字がこれだっという認識はして入っていないので、いきなり学校に入ると教科書を開いたところで、全く分からないし、言っていることも意味が分からないということが実際発生しています。

なので、そういった小さいうちからある程度その日本語に対する意識を持っていたかなきゃいけないということもありますし、そこは必ず持ってくださいとは言えないので、入学したときに、そういったことに対する日本語の一年生よりもちょっと手厚い対応だったりとか、あとは転入してきた場合には日本語なんて全く分からないし、保護者も分からない。だけど、例えば三年生で入ってきたら三年生の学習から始めなきゃいけない。そうすると、覚えることがたくさんあり過ぎて授業にもならないというような状況が発生してしまっているの、やはりその外国人の子供に対するサポート、入学したときの学校体制の中でもサポートの重要性というのがあるかと思います。そちらの考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 教育現場における外国人児童生徒等のサポートに関しましてで

すけれども、まず村立学校に入学を希望される方に関しましては入学相談時に少しでもよいので日本語を勉強しておいてくださいというような形でお願いはしております。けれども強制ではございませんので、日本人も同じですけれども、一定までの学力水準を求めているものではないので、個人の御家庭にお任せしているというような状況でございます。

入学後のサポート体制につきましては、体育などの全体事業などでコミュニケーションをまず図るということをさせていただいております。

個人の各科目の学力、こちらの程度に応じた授業を学習支援や外国語が堪能な教員、校長教頭などの協力を得ながら実施しているんですけれども、例えば今お話がありましたように3年生だとすると、学力を判断して、例えば2年生であったり2年生であったりというその教科書の使い方は、学校内で個人の学力を見ながら実施しております。

最終的にはその年齢に見合った日本の学力を身につけさせて、進級させたいという思いはあるんですけれども、そこは学力の進捗状況を見ながらということで、その辺は手厚く支援はさせていただいているところでございます。

また、関わる職員の方に関しましては、本当に個別に対応していただいておりますので、多大な負担となっているということをこちらとしては承知をしております。

職員の業務負担軽減と、専門性が必要とされるということから、外国人に対する日本語教育支援のための教員加配というものを希望はしているんですけれども、人材不足、それから配置基準の関係という面で措置をされていないというのが今の現状ですので、今後も体制整備のために北海道や関係機関と連携し

て人員の確保に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 再質問ありますか。次の質問行きますか。次の質問お願いします。下川議員。

○4番（下川園子君） すいません。失礼しました。

続いて、2点目の質問に移ります。

トマム歯科診療所の運営についてということで、村長に質問いたします。トマムの歯科診療所の診療日がこれまで毎週水曜日、週1回でしたが、気がつけば隔週の診療になっていまして、2024年度に入ってからずっとだったと思いますので、しばらく気がつかないでいたということになってしまうんですが、その際、隔週の診療に変更になるに当たっては特に住民への説明というのはなかったと感じています。

この隔週の運営というのはいつまでこの体制で運営していくのか、まず伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） トマム歯科診療所の診療日についての御質問であります。

令和6年1月22日、原田歯科医師の申し入れによりまして、協議した結果、1月24日診療日から隔週での診療としております。

原田医師におきましては体調不良を訴えられておりまして、回復までの当面の間は月2回のトマム歯科診療所での診療体制で御理解をお願いいたします。

また、来年度に向けては、希望者には占冠歯科診療所への送迎を行うことを計画しております。

住民の皆様には御不便をおかけして、満足のいくサービスの提供となっておりますが、医療が受けられる体制を確保してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお

願いたします。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川議員。

○4番（下川園子君） 体調があるということなので致し方ないとは思いますが、体調が回復されたらこれまでどおり毎週の運営に変わっていくのかを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 私としては、原田医師にも週1回の診療がトマム地区での最低限ということをお願いしていますけども、体調が毎週行けるようになれば、当然行っていただきたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川議員。

○4番（下川園子君） できる限り早く体調がお戻り頂ければいいなというところではありますが、現在隔週での運営ということで、月にすると2回しか診療してないということになるんですけれども、その中の1日に学校健診とかが入ってしまうと半日休診になっています。そうするとその月は1日半しか運営してなくて利用できないという現状があります。

この隔週だけでも、正直住民にとっては歯医者さんなので痛い時に行きたいわけで、そのときは占冠に来てくださってということかもしれませんが、やはりトマムで受けたい人というのは、痛い時でもトマムで受けたいと思います。それが週1回であってもなかなか受けられない状況であるのに、月2回の運営になってしまうと予約すら取れない、1か月待ちになります、というような結果になってしまっています。そういったこともあるので、やはり週4回、もしくは、2回なら2回だということで、ちゃんと住民説明をした上で診療方針などを変えていっていただきたいと思うのですが、そちらについての村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 住民周知につきましては毎年発行のカレンダーでお知らせをしているところです。

今、議員言われるように、診療に不便を感じるというところは十分理解はしますし、毎週1回の診療に戻れるような努力をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで、4番、下川園子議員の一般質問を終わります。

一般質問中ですが、ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

○議長（児玉眞澄君） 午前中に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。5番、藤岡幸次議員。

○5番（藤岡幸次君） それでは早速質問いたします。

一つ目の質問になります。ゼロカーボン森林吸収源対策の取組について。国の施策として、本年度よりゼロカーボン関連として国民1人当たり1,000円の森林環境税が徴収され、再配分として森林環境譲与税として村に譲与されております。

そこで、民有林、村有林等あるかと思いますが、本村として本年度どのように活用され、また来年度に向けてどのような計画があるのか伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 藤岡議員の御質問にお答えをいたします。

森林環境譲与税の活用として、私有林、村有林整備のための事業では、小規模森林所有者及び森林組合に対し、森林整備経費の2分の1以内を助成する民有林育成促進対策事業や、森林施業プランナーが集約した事業地で

高性能林業機械を活用した際に助成する地域林業振興事業、あるいは作業道の整備補修事業に活用しております。

また、担い手確保では、新たに林業労働者を雇用した事業体に対し、一定期間技術指導及び住宅手当に対する補助を行なう林業担い手対策事業や林業労働安全推進事業、事業主の負担軽減と労働者の福利厚生を目的に、事業主掛金の2分の1を補助する林業労働者退職金共済制度補助金等に活用しております。

さらに、従来からの木質バイオマスエネルギー導入促進事業を行い、薪ストーブなどや薪の購入費用の一部助成補助に活用しております。

令和7年度に向けては、村内の林業事業体より要望を聴取しております。その要望内容としては、現行の地域林業振興事業は、集約した事業地においてレンタルした高性能林業機械を活用して皆伐する作業を対象に、実行経費の3分の1、または250万円以内のいずれか安価な額を補助するとしています。

要望としては、集約化以外の事業地においても高性能林業機械を活用できる補助事業の制度設計が求められています。

また、林業担い手対策事業については、3年間を上限とした新規就労者に対する基礎的な林業技術習得のための技術指導補助金の上限、年間150日を実労働日数で算定の対象とするよう要望が寄せられています。

さらに、労働安全等の装備に関して、例えばトランシーバーのように会社として備え付ける物品購入に対する助成の対象拡大や、蜂刺されに強い作業服の購入、さらには電動チェーンソーなどの購入も対象としてもらいたいとの内容であります。

様々な要望をいただき、持ち帰っている段階ではありますが、森林環境譲与税を財源とし

て要件の緩和等を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 次の質問にいきます。村内におけるユニバーサルデザインとバリアフリー対策の現状について伺います。

村内におけるユニバーサルデザイン及び視覚障がい者のバリアフリーの対策の現状、課題解決に向けた計画と予算化に向けた計画、内容についてあれば伺いたいと思います。

これは先般、中学生とのCS議会の中でも同様な興味を持たれている学生さんがおられ、私の答弁だったんですが、私としては、各課の担当の方からお聞きした内容については伝え、引き続き私も村へ推進に向けて意見を上げていきたいので、我々と一緒になって、中学生の方も引き続き興味を持ち続けていただきたいという答弁したんですが、具体的に村長としてお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 村内におけるユニバーサルデザイン、あるいはバリアフリー対策ということの御質問であります。

当村では障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画において、障がいのある人もない人も誰もが地域で安心して暮らせる村づくりを目指し、障がい者施策を総合的に推進しています。

計画では、村民の一人一人がその能力を最大限に発揮しながら、安全に安心した生活ができるよう、建物、移動、制度、慣行、心理など、ソフト面、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化に向けた取組を推進するとしています。

村の具体的な取組として、公共施設等のバリアフリー化があり、障がい者の安全や生活の利便性、快適性の向上を図り、社会参加を

促進するため、公共施設や車両等のバリアフリー化を推進するとなっています。

今後、個別施策計画や公営住宅基本計画に基づいた建替え、改修を行う場合は、バリアフリー、ユニバーサルデザインの導入は当然取り入れなければならないと考えています。

近年では、公共施設におけるトイレの洋式化を計画的に進めていること、それから総合センター1階に多目的トイレの設置や、同センターの和室をバリアフリー化していることなど、順次環境改善を進めています。

今後は、避難所や各学校などのトイレ改修等も控えております。

また、駅前住宅の楓の手すりの設置なども行っており、視覚、聴覚障がい者を含め、障がい者の視点を念頭に置きながら、ハード、ソフト両面の整備を進めていく必要があると考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） この関連の話ですが、今村長の答弁いただいた中身については理解しましたが、次の点として考えられるのは当然、視覚障がい者などであれば、やっぱり点字ブロックなどが非常に有効であり、まだまだ村内における公共施設等においても十分行き届いてないのが現状、まずは役場、道の駅等々については至急そういった取組は必要でないかと。

要するに、大がかりにコンクリート剥がしてなんていうこと以外に、ある程度簡易的にもできる方策があるんじゃないかと思いますし、本格的な改修工事があればそのときに合わせてやってもらえばいいかと思いますが、そういった施策、それから、聴覚の方においては一番交通事故、何かの予防策としてはこれは音の鳴る交差点の信号機の都市部なんかに行ったらございますよね。音で青信号を知

らせる、黄色青をお知らせするというような設備があるかと思います。当然、信号機については村の管理ではありませんが、そういったのは少なくとも人通りの多い道の駅等のところの交差点等においては、至急やるべきかなと私は思うんですが、村として強く関係各所に要望をかけるという考えはないか、村長に伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員言われるような点字ブロックについて、設置がないということで、場内的にも議論をしていて、特に多くの方が往来する道の駅周辺にはぜひ必要だなという議論をさせていただいているところであります。

これらについては、設置に向けてどういった方法でどういった財源をもってやれるかも含めて、前に進めるよう努力をしまいたいというふうに考えております。

それから聴覚障がい対応ということで、音の出る信号機、私も都市行けば必ず聞くわけですけども、そういったことも含めて、公安委員会、そういったところにもぜひ往来の多い場所について設置できないかということで、問合せをしながら要望もしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 三番目の質問にまいります。

ふるさと納税の今年度見込みと新たな増収計画ということで、先般、こちらについても、中学生がふるさと納税について非常に興味を持っていたいて、私自身も実は内々うれしかった部分もあるわけなんですけど、そこで、今年度における納税の見込み金額について伺いたいと思います。

また、来年度に向けた目標金額、返礼品の

見直し等があればあわせて伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ふるさと納税に関してでございますが、相手があることですので、見込額をお伝えすることは難しいかなと思っておりますけれども、10月末の実績で申し上げますと、寄附額は3,835万6,000円で、前年と比べますと、1.4倍となっております。本議会で増額の補正予算を計上しているところです。

本村のふるさと納税返礼品は現在42品目で、今年度は4品目増やしているほか、連携サイトを2サイト増やし、7サイトとなりました。

来年度に向けては、今年度以上の寄附を願っているところですが、返礼品として取り扱うためには、村内で製造された商品、加工品であることなど、国が定める基準に適合する必要がありますので、取り扱い可能な返礼品を広く募集し、占冠応援団の拡大に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） 四番目の質問にまいります。

スマート農業と観光農業の取り組みについて。村内におけるスマート農業の現状、また村として推進状況はどのようになっているのか伺いたい。

関連二つ目で、今後は観光農業の推進が必要かと私は考えております。スマート農業においてはやはりどうしても大きな資金が必要になりますので、大規模農家さんでないとなかなか手がつけられないというところから、これ非常に重要なんです。そういった現状を踏まえ、もう一方の農家さんというのは将来的にはやっぱり観光も含めた農業の取組というのを考えていかないと村内の農業が残っていけないのではないかと私は思うんですが、

そういった中で、一つ目の村としてのスマート農業の推進状況、そして、繰り返しますが、観光農業の推進に向けた取組、この二点について伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） スマート農業の現状あるいは観光農業への推進という御質問であります。

本村の農業経営体の主な経営体類型は、酪農畜産が主体となっておりますが、一部で施設園芸や畑作、畜産の複合経営体がある状況となっております。

その中で御指摘の本村のスマート農業の現状といたしましては、酪農経営体で搾乳ロボットや自動給餌機といった、牛舎における省力化を図る技術が、主たるものとなっております。

また、多くの経営体で利用されている技術としては、可変施肥機ブロードキャスターが多く利用されています。

スマート農業に代表される自動走行トラクター等については、多くの農地が、河川と山に挟まれた狭小の農地でありまして、かつ飼料畑が多いために、費用対効果から導入には至っておりません。

観光農業への支援については、酪農畜産が主体であるため、不特定多数の観光客が牧場内へ侵入することへの家畜伝染病等への懸念があるため、農業行政としては考えていないのが現状であります。

全国的には、観光と農業や農福連携といった取組が進めておりますが、まずは本村の農業経営に適した支援を引き続き行なってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡議員。

○5番（藤岡幸次君） スマート農業の現状、取組の現状については理解しました。

それで観光農業についてなんですけども、確かに畜産っていうのは非常に伝染病のリスク、これを第一に考えておかなきゃいけないのは全くそのとおりで、家畜エリアに第三者が、観光客でなくても、本当の限られた人しか出入りさせてはいけないというのが現状なので全くそのとおりなんです。

そこで、直接家畜にさわるどうのこうのは置いておいても、一旦そういった飼われている現状、近いところではトマムでもやられていますよね。イコールトマムにしろと言っているわけではなくて、日本の国内においても、例えば、花農家でも観光農業の一環なわけですよ。要するに花畑を見せる、これだって観光農業ですよ。そういった取組を今後やっぱり進めていかなきゃいけないんじゃないかなと。

例えば、富良野なんかでいうラベンダーが一例ですけど、必ずしもラベンダーでなくてもいいわけで、トータルでどういうデザインをして見せていくか、振興を図っていくかという話なので、家畜だってエリアをきちっと決めてこれ以上は入れませんよっていうところを決めていけばいいので、再度質問なりますけども、今後においてはそういった推進も必要ではないかと思うんですが、村長、いかがでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 村の観光牧場ということで、星野リゾートトマムでされている経営体がありますけれども、村からは飼養衛生管理基準の遵守の指導、家畜保健所からは、家畜伝染病の病原体持込み、持ち出しを防止するための規則の作成、指導を行う中で、多くの海外を含む入り込みがある観光牧場へは指導を行なっているといった現状もございます。

そういった中で、議員言われるとおり、私も執行方針には必ず書くんです。やっぱり農業と観光の結びつきをどうしていくのかということが、せつかくある観光産業を、農業と結びつけてどう利用し、どう発展させていくかっていうのは一つのポイントだとは思っています。その中でどういったことがあるんだろうということ、考えていかなければならない課題でもあるというふうに思っておりますので、ラベンダーのようにうまく人を呼んで、隣でジュース売ったりメロンを売ったりという、そういったうまい循環があればいいんですけども、今のところトマムでも牛乳とかチーズとかを販売しているという状況もありますので、そういった結びつきをどう産業化して循環させていくかということも、これは一つの課題だなと思っておりますので、これから努力はしたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで5番、藤岡幸次議員の一般質問を終わります。

続いて1番、大谷元江議員。

○1番（大谷元江君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。質問1でございます。

人間ドック及びマダニ感染予防接種に助成をということで、令和元年6月定例会で、お亡くなりになっております山本議員が人間ドックについて質問しております。

人間ドックは病気の早期発見等の予防に期するということで、ドックに助成をしていただけないでしょうかという質問をしております。

村長は、特定検診、各種がん検診の受診率を上げるということで検討を進めていきたいという回答でありましたけども、その後どのような状況になっているのか伺いたいと思いますし、今年特に脳出血など脳に関する病気

で緊急入院されたりする方が多々おりましたので、人間ドックは本当に必要なというふうに私も思っております。

その辺のことを村長にお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員の御質問にお答えをいたします。

令和元年、山本議員と私のやりとり、私も覚えております。その中で、当時の総合健診とドックの違い、それからがん検診、占冠でバリウム胃がん検診ぐらいしかなかった時代、だったと思うんですが、そういった検診の中身が現状変わってきております。

村では集団による総合健診とそれから個別検診を実施しております。毎年、7月に北海道対がん協会に委託をして当村に来ていただき、特定健康診査とがん検診を実施しております。

また、7月の総合健診で受診できなかった住民のために、個別に健診を受けられる体制を作っておりまして、村立診療所のほか、札幌、旭川のがん検診センター、それから北斗新得クリニックと契約をし、個々人で受診日を調整していただきまして、受診できる体制を整えております。

検査医療機関によっては、がん検診等を受けられる検査項目に違いがありますが、がん検診センターでは、特定検診のほか、各種がん検診も一緒に受診することができます。そういったことから契約している、検査医療機関は以上ですが、ほかに受入れ可能な委託機関がないか、課題整理や費用面を含め調査を検討し、利便性の向上や分かりやすい周知に努めまして、総合健診や個別検診への受診率の向上に努めてまいります。

ちなみに本村で実施している総合健診費用

ですが、令和6年度の単価で申し上げますと、例えば特定検診プラス肺がん検診プラス胃がん検診プラス、大腸がん検診を総合健診で受診した場合、費用額2万1,573円、村負担1万9,573円、自己負担額2,000円です。そういったことからいくと、ドックに助成するよりも、この検診を受けてもらえるように取り組むのが一番効果的かと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷議員。

○1番（大谷元江君） 特定検診等は私も受けさせていただいております。ただ、受診率を担当からいただいたところを見ますと、なかなか村長がお答えになった、平成30年度の受診率52.4パーセントでしたでしょうか、それから見てもあまり変わっていないんですね。コロナ禍もあったかと思いますが、5年間の平均受診率が特定検診で50.4パーセント、がん検診、胃がん検診等を含めても20パーセント行くか行かないかの受診率です。

他町の医療機関と契約はしているのは分かかって、私もここで受けられなかったときに旭川へ行って受けたんですけども、なかなかそういうところへ行って受けるっていう方がどれだけいるのかと、今村長の説明で思ったんですけども、人間ドックにしても村内で受けられるわけでありませんから、他町へ行かなきゃいけないのは分かるんですけども、そういう助成があると行く方が増えるのかなと感じますけれどもその辺のことはどうでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員言われる、特定検診が193人いて、65人、37.5パーセント、それから後期高齢者健診が175人いて、32人、36.9パーセントという状況は私も理解をしております。

いかに受診率を上げるかということですが、
れども、議員言われるとおり、ドックにしてもこれは受診率に換算されないの、健康指導をやっていませんからそこに金だけ出して受診率が上がるということではないんですね。ですから、他にがん検診者が受けに行く費用負担は村でしていますし、同じ費用対効果からすれば、村の健診を受けてもらったほうがより効果的だと思っております。

いろいろ検診のやり方、受け方ある中で、先ほども言ったとおり、当時とは違うもつきめ細かな健診を受ける体制を整えているつもりですので、これら保健指導を強める中でぜひ受けてもらえるような体制をつくっていくということが大事なのかなと考えているところです。

○議長（児玉眞澄君） 大谷議員。

○1番（大谷元江君） 人間ドックに固執するわけではありませんけども、この受診率、全体的にそうですけども、無駄というか宣伝効果というか、告知のよろさがあるのかなと思います。

やっぱり知らないし、知らないっていうのは、時期もあるんでしょうけども、特定検診、受ける方がそれだけ少ないということは、時期にも問題があるのかなというふうに思います。もう少し受診率の上がるような時期を検討すべき。相手のある、がんセンターのこともありますから、一概にこちらからこの日にとはいかないのかと思いますけども、そういう検討が必要ですし、周知の方法がやっぱり少ないと思います。

その周知の仕方をもう少し考えるべきじゃないかと思いますが、最後にこの問題に関してお答えをいただいて、次の質問にいきたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員御指摘の特定検診受診率向上のための取組ということで、今確認をさせてもらったんですが、総合健診の実施による受診勧奨という形でいうことで個別にさせていただいておりますし、総合健診未受診者についても、個別健診への受診勧奨2回ほどさせていただいております。

そういった中で、言葉悪いですけども、どうも固定化している傾向があるなという思いはありますけども、それにしても、これらの取組をしなければならない。

もう一点の受診日の設定ですけども、議員も言われるとおり、相手のあることなので、全道をやっているということもあり相手方の日にちの設定になりますので、こっちの希望は伝えられると思いますけれども、そうなるかどうかについては確定ではありませんので、特定日に受けられなかった方についても、先ほど言いましたように別の日程でそれぞれ行ってもらえれば受診できるような体制は整えているという状況で御理解をいただきたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 大谷議員。

○1番（大谷元江君） 周知は本当に必要なことだと思いますので、努力していただきたいと思います。

質問1の二番目に行きます。マダニ感染の予防接種、これも助成をということでお願いしたいと思って検討していただければと思います。

今回林業関係者の方から、俺マダニに刺されてちょっと危なかったんだよな、という話を伺いました。

林業部局のほうで何かいろんなことをされているとは伺ったんですが、林業関係者だけでなく、外遊びをする子供たち、農作業や山菜取りに行く人たちが、ダニ、マダニに噛ま

れる可能性は高いというふうに思います。

先日の博士ちゃんというテレビ番組で、猛毒というか、このマダニは上から9番目ぐらいな形で子供たちが脅威なんだよというような言い方をしてテレビで話しておりました。ですので、このマダニについての予防接種の費用の助成を検討していただけないか村長に伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ダニ感染予防に関わる御質問であります。

ダニに噛まれる可能性の高い方への予防接種の必要性とそれに対する費用を助成ということの質問であります。初めにダニが媒介する感染症の発生状況ですが、北海道内では毎年、ライム病回帰熱を含めたマダニが媒介する感染症の発生報告があるとのこと。

また、ダニ媒介脳炎の発症状況は、平成5年1例、平成28年1例、平成29年2例、平成30年1例、令和6年1例の計6例の報告があったとのこと。

これらの感染症は、通常、人から人へ感染することはないとのこととあります。

感染症予防のワクチンについては、回帰熱、ライム病に対するワクチンは現在のところないとのことですが、ダニ媒介性脳炎の発症を予防する国内初の承認ワクチンが、令和6年9月13日に発売されたとの情報があります。

このワクチンは、医療機関によって異なりますが1回接種するのに1万5,000円程度要し、初回免疫をつけるのに間隔をあけて3回接種する必要があるとのこと。

その後、免疫力を上げるため、3年後、5年後に接種する必要があるとのこと。

以上のことから、薬事承認され、使われ始めたばかりのワクチンでありまして、疾病負荷の大きさ、それからワクチンの有効性、安

全性、費用対効果などの評価が不透明でありまして、情報不足から、安全性に関する懸念もあるものに対して費用の一部を助成してワクチン接種を推奨することは、公益性上難しいと考えております。

ダニ媒介脳炎を含むダニ媒介感染症に関しては、ダニに刺されない予防措置を講ずるとともに、もし発症した場合には早期に医療機関を受診し、適切な治療を受けることが重要であることを、厚労省では国民に対して周知してきているところだというふうに伺っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷議員。

○1番（大谷元江君） 今の村長の答えですとなかなか難しい話ということですが、この質問に関しては村内にいる方がマダニに刺されたという事例ですので、村内にマダニがいるんだということを再認識したところなので、公益性上無理だというのであれば、村内にこういうダニがいるという周知も村民には必要なのではないかなというふうに思いますが、その辺のことはどう周知していただけるか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） マダニの生息については、山へ入る方だと大体ご存じなのかなと思っています。

私もその1人で、実際にダニにかじられて、頭残したら駄目だっというので針でほじって取ったという経験があります。そういった意味では、議員言われるようにマダニに対する認識の甘さというのは誰にでもあるのかなと思いますから、やはりそういったマダニに噛まれたときの対処方法、あるいは噛まれないための対処方法を周知するというのも大事なのかなというふうに、今、認識をしているところでもあります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷議員。

○1番（大谷元江君） マダニに関してはそのような周知を徹底していただければというふうに思います。

質問2に移らせていただきます。村内の郷土資料室の今後ということで教育長に質問させていただきます。

令和7年に入りますと、旧占冠小学校グラウンドに占冠村特産のメープルシロップの製造施設が建設される予定になっていまして、占冠地区にも人の往来が増加できるのではと期待しています。

ただ、これに関して人の出入りがあるということで、占冠交流館併設の郷土資料室展示物、これを見学が容易にできればというふうに考えますが、そのところを教育長に伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 御質問にお答えをいたします。

占冠交流館内の郷土資料室ですが、現在の地域交流館に関しましては管理人が常駐しておりませんので、見学希望者は教育委員会に御連絡をいただきまして、開錠した後見学が可能ということになってございます。

今後におきましても、保安上の関係からこの状況は継続していくという予定でございますけれども、見学希望者が容易に申込、見学ができるように、村ホームページの活用やスマホからの予約が可能にできるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷議員。

○1番（大谷元江君） 容易にできるよということは前向きな姿勢と理解いたしますが、見学するに当たって、郷土資料室の展示物は2階にあるんですが、1階は住民で清掃等をやっておりますけれども、この資料室に関

しては、清掃等が全然行われていない状況だと思うのですが、その辺の今後の活用方法や見せ方、その辺のことはどう考えていらっしゃると思いますか。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 現在の郷土資料室に関しましては教育委員会が管理しているということですが、実は地域交流館の管理人をしていただいている方の御協力をいただきながら展示の工夫ですとか、それから掃除も若干していただいていると思うんですが、かなり御協力をいただいているということで認識をさせていただいております。

教育委員会も、頻繁ではありませんが行って掃除等はさせていただいているんですが、これから見る機会が多くなるということであれば、もう少しきれいに、整理ができるような形で取り組んでまいりたいと思っています。

○議長（児玉眞澄君） 大谷議員。

○1番（大谷元江君） いつでも見られる形にしていくというのが必要なことだと思いますし、やっぱりきれいなところでないとなかなか快適に見学できるものではないと思いますので、その辺の検討をお願いしたいと思います。

郷土資料室ですが、将来的に村内各地に点在しております郷土資料、これを一か所にまとめるというか、整備していくことは必要ではないかなと感じますが、その辺のことはどう考えていらっしゃると思いますか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 村内に点在している郷土資料を1か所に集めるというような話は以前からもあったと思っておりますが、それぞれの郷土資料室を見ますと、それぞれの場所で工夫をしていただきながら、結構整

理をされて見やすいような状況になっているのではないかなと私自身は感じております。

集約に関しましては、将来的には適切な場所に集約し、適切な管理をする必要があると認識をしておりますので、場所や展示方法なども含めて、検討はしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷議員。

○1番（大谷元江君） 将来的には検討していきたいということですが、この問題はかなり前から指摘されていることだと思うのですが、なかなか進んでいかない状況でちょっと歯がゆさがあります。

特に双珠別の資料室は管理の担当が違うということで、教育委員会の管理のもとではないのだろうというふうに思いますが、提供された方たちもそれぞれの地域に固執する形ではないと思いますので、全村あげてということにはならないかと思いますが、もうそろそろ一か所、場所的なこともあるかなとは思いますが、近い将来に集約する必要があるのではないかというふうに感じますが、その辺、最後の質問としてお伺いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 展示物の集約に関しましては以前からも議論にはなっていると思うんですが、一か所に集約するには現在、展示物はかなり多いというふうに考えています。

しかも、同じようなものがたくさんということですが、それが整理されない理由の一つとしては、寄贈された方の思い入れがかなり強いということがあると思っています。

これらの集約に関しては、他の町の郷土資料館等でも話を聞くんですが、やはりその寄贈された方の思いが強いので、それを整理し

ていくのは非常に難しいというような話も伺っております。

実際にうちの村では、そのような整理が非常に難しくなかなか手がつけられないという状況になっていきますので、この辺を整理しながら進めていきたいんですが、その思い入れのあるものを処分するというのは難しい。御自分で処分ができないので教育委員会に持ち込まれたというような経緯もあると思いますので、なかなか難しいとは思いますが、その辺は寄贈者の思いも考えながら取り組んでいきたいと思っております。

最終的に一か所にきちっとした形で展示できればという思いは当然ございますので、何とか皆さまの御協力をいただきながら取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで1番、大谷元江議員の一般質問を終わります。

続いて6番、小林潤議員。

○6番（小林潤君） それでは一般質問をさせていただきます。

質問の1は、先ほどの全員協議会で説明を受けましたが、これまで私は会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当について一般質問をしてきましたが、これまでの質問と関連がありますので、あえて質問項目として上げさせてもらいました。

それでは具体的にですが、9月定例会で、会計年度任用職員に勤勉手当を支給する場合、年間の手当、期末勤勉は職員と同じ月数、年間4.50月を支給する考えがあるのか確認いたしました。

そのときの村長の答弁として、道内市町村の状況や労使協議等を通じて、丁寧な検討を行うと答弁されましたが、具体的にどのような結果になるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小林議員の御質問にお答えをいたします。

会計年度任用職員の勤勉手当ということですが、令和7年度から正職員と同じ月数を支給したいと考えております。

具体的には、本年度の人事院勧告を反映した、期末手当2.5月、勤勉手当2.1月の合計4.6月分を支給するものとして、その旨を定める条例改正案を本定例会に上程する予定であります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林議員。

○6番（小林潤君） 続きまして、今年の人事院勧告は一時金については0.1月分を引き上げるという内容でした。会計年度任用職員にはどのような取扱いになるのか、お伺いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 本年度の会計年度任用職員の一時金につきましては、現行で2.6月分の支給があるところ、人事院勧告に鑑み、0.1月分を追加した2.7月分とし、その差額分も年内に支給をしたいと考えております。

○議長（児玉眞澄君） 小林議員。

○6番（小林潤君） 一番目、二番目、答弁十分分かりました。

それでは、質問2のほうに移りたいと思います。双珠別川への土砂流入防止についてであります。

一つ目として、令和4年12月の定例会で、双珠別川と鵜川の合流点から70メートルほど双珠別川寄りの箇所土砂が堆積していたので、除去について一般質問しました。

現在もかなりの土砂が堆積しており、増水時に水害の危険のある双珠別地区の宝珠橋付近も堆積しております。

過去の双珠別川の土砂処理についての一般質問では、村長は、定期的な土砂上げを河川

管理者に要請していると答弁されていますが、直近の処理状況、砂利上げ状況についてお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 双珠別川の河川内堆積土砂の除去に関する要望についてでありますけれども、北海道が主催する社会資本整備要望会議において毎年行なっています。

要望としましては、宮下橋上流域の立木除去、川砂利除去、双珠別川上流部から国道237号線の双珠別橋までの築堤、護岸の整備、河床掘削でございます。

また、河川管理者に対し、河床が上がっているところを特に優先的に除去してほしい旨要望しているほか、富良野圏域連携協議会と富良野沿線市町村議会議長会が合同で行っている河川要望の際、児玉議長からも双珠別川の河床の浚渫について御発言を頂きました。

直近の処理状況につきましては、令和4年度に河川内堆積土砂の除去による線形の変更、伸縮箇所への盛土が行われてきており、引き続き必要性を伝え、要望してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林議員。

○6番（小林潤君） 私も今まで、土砂の堆積というのを単純に深く考えなかったんですけども、根本的に土砂が堆積する原因、理由を明らかにしないと、河川の管理、村がするわけではないんですけれども、やっぱりうちの村を流れている一級河川については十分注意していかなければならないと思うんですけども、土砂流入の原因を解明することが重要であります。

原因は、砂防ダムからの土砂が流入してくるのか、または過去の森林施業後の集材道、作業道等の整備、復元が不十分だったのか、また、大雨による特に、双珠別ダムが放流し

た場合もかなりの勢いで流れてきますのでその河岸の浸食による堆積なのか、その原因は多岐にわたると思います。

私も参考までに関係資料も読みましたが、やっぱりそんな単純でない、かなり複雑だなということを実感しました。

私は素人ながらに、林業を産業としている村として結構そういう森林施業の関係がありますから、双珠別川流域の森林施業後の処理が影響しているのではないかと考えております。これは確信ではなくて、私の想像ということで御理解願いたいと思います。

そういう意味で、村長は林務行政も長かったので御造詣が深いと思いますので、村長は双珠別川に土砂が流入して堆積する主な理由は何だとお考えか伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 土砂につきましては、山腹斜面から溪流に入り、河道を移動して、最後は海に入ります。

しかし、豪雨時に山地流域で崩壊によって溪流に流入した土砂は、一度に移動しないものもありまして、その後、降雨による出水によって、粒径や勾配に応じて堆積再移動を繰り返すと、不連続的に移動すると科学的に説明されています。

双珠別川流域における土砂堆積の原因を明らかにするには、科学的な知見や研究がされていない段階で、断定することは難しいと考えております。

ただし、河川管理者等に土砂堆積の見解を伺うことは可能かと思っているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林議員。

○6番（小林潤君） 今、双珠別川の土砂堆積の関係は科学的なエビデンスがないということで、確かにそれはそのとおりだと思うん

です。

例えば、土砂流入、そして堆積することが自然的要因で、これは人間についてどうしようもならないという場合もあるかと思えます。

また、時によっては人為的な部分で、例えば森林施業の関係で、集積の作業路をつくったときの道路を元に戻すといえますか、そういうことも、人為的な要因の一つには考えられるんじゃないかと思うのです。

それで今、村長、具体的な理由は特定するのは無理ですということだったんですけど、今後、これは時間の掛かることだと思うんですけども、もし人為的な理由でそういう土砂が堆積されるのであれば、何らかの規制をかけるというような、未来に向かって検討するということの考えはないのか伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 河川を守るための規制ということでの御質問でありますけれども、関係法令としては、水質汚濁防止法、それと水源地域対策特別措置法がありますが、残念ながら占冠村はこの法に指定されておりません。

いずれにせよ、双珠別川流域面積の大半を占める国有林において、事業実行に当たり水質汚濁防止、切土盛土の適切な施工により土砂流出防止のための措置がとられているものと考えておりますが、森林管理署に対し、双珠別川流域の防止措置などについて問合せ、その情報を議会とも共有したいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林議員。

○6番（小林潤君） 今、村長最後に、土砂流出路関係の原因も絶つといえますか、関係機関のほうにも十分説明して、土砂流入を防

ぐという回答いただきましたので、私は今日の段階で、今はこういうことで土砂流入の堆積を見守ると言ったらおかしいですけども、やはりこういう状況で推移していくのかなと。その代わり河川管理者の砂利上げ、これについては定期的にやってもらうようさらなる要請をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで6番、小林潤議員の一般質問を終わります。

一般質問中ですが、ここで2時10分まで休憩します。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時10分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。最後になります。3番、細谷誠議員。

○3番（細谷誠君） ICT利活用、DXデジタルトランスフォーメーション推進についてということで、このアナログな私が立ち入ることも踏み込むことも難しい題にあえて質問、確認させていただきます。

村政執行方針において、デジタル社会の実現に向け、基幹業務システムの統一、標準化、システムの移行を進め、行政運営の効率化を進めるとありますが、これはICT、デジタル化による変革で住民サービスの利便性向上と業務の効率化を推進することだと思いますが、具体的に各担当部署などでどのように進めているのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長

○村長（田中正治君） 細谷議員の御質問にお答えをいたします。

私もアナログですので、教えられた情報に基づいてお答えをしたいと思いますけれども、令和3年5月に制定された地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づきまし

て、20の標準化対象事務が定められました。

自治体情報システムの標準化につきましては、全ての自治体が標準化対象事務に係る基幹業務システムを国が示す標準準拠システムに移行することとされていることから、関係部署のスタッフを対象とした標準化に向けた説明会も開催をしているところであります。

現在、担当部署と協力的事業者との間でシステム移行の準備を進めておりまして、今年度は既存システムデータの調査、分析を行なっているところです。

この件につきましては、デジタル基盤改革支援補助金を活用しながら、令和7年度末までにシステム移行ができるよう、現在進めている状況であります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 細谷議員。

○3番（細谷誠君） 今答弁いただいたように、システム移行、国が示す地方公共団体情報システムの標準化に関する法律ということで、令和7年度末までに努力義務としてガバメントクラウドを導入。

村はこのガバメントクラウドを利用するのか、今までの自治体クラウド、または他の環境を利用するのかお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 御質問のクラウドでありますけれども、ガバメントクラウドを使うことを確認をさせていただきました。

○議長（児玉眞澄君） 細谷議員。

○3番（細谷誠君） 各担当部署と業者とが調整をしているということでしたけども、推進委員会とかプロジェクトチーム、そういったものは作ってはいないのですか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員言われるような協議会的なものは設置をしておりません。

現在20業務のうち、戸籍を中心とした住民

課系、このシステムの企画系で打合せをしながら現在進めているというのが現況であります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 細谷議員。

○3番（細谷誠君） 二つ目の質問のところにも出てきますけれども、今の体制で村長がこの執行方針で出している目標に到達できるでしょうか。

もう少し、人材というか、推進委員会、プロジェクトチームを強固に組んでやるべきと思うのですが、まず国が示すDX推進体制の構築に向けた取組内容ということで、1、組織体制の整備、2、デジタル人材の確保育成、3、計画的な取組、などとあります。

この1、組織体制の整備については、首長自らが変革に強い意識を持ってコミットメント、各課横断のDX推進委員会などを推進して体制を構築し、取り組むべきと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほど言った1から3項目の目標は何のデータかわからなかったんですけども、質問の趣旨の首長自らこのDXをしっかりとやるために先頭になれと、いうように聞こえたんですが、私もこっちのほうは苦手なんですけども、町村会において、できれば広域的な対応ができないかというような勉強会を、振興局を中心に作ってできれば、広域連携をしながらそういったデジタル化に対応していこうというような話はまではしておりますけども、個別、個々になりますとそこのところが首長までおりてきてないというのが現状でありますので、今御指摘の点については心して取り組みたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 細谷議員。

○3番（細谷誠君） 二つ目ですが、第5次占冠総合計画の随所に、ICT活用によるD

X施策として、AIやRPA、ロボティックプロセスオートメーションの活用による行政事務効率化、オープンデータ活用による利便性の向上、情報セキュリティ対策、デジタル人材の育成、自治体クラウドの推進など、それぞれの部署で施策計画されていますが、ICT利活用、DX推進には職員のコンセンサスがとられていない状況と感じます。

いま一度、各施策の現状や課題を抽出し、包括的な分かりやすい基本施策を計画し、一丸となって取り組む必要があると思います。この一丸となってというのは、先ほど言いました、村長が固い意思を持って、また推進委員会等を作って進んでいく必要があると思います。考えをお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長

○村長（田中正治君） ICTの利活用、DX推進につきましては、村が所有しております電子申請システムにより、住民からの手続き申請や行事の受付、あるいはアンケート調査など可能な範囲で現在活用をしております。

住民の利便性を高めながら、職員の業務効率化にもつながることから、職員向けの研修も継続的に実施し、対象業務を広げていきたいと考えております。

DX施策については、様々な選択肢がありますが、当村の実情に合った取組ができるよう、全体で取り組める推進施策を検討しながら、各担当課から始められる取組も全体化していく形で推進をし、他の自治体の事例なども参考にしながら、取り進めてまいりたいと考えております。

○議長（児玉眞澄君） 細谷議員。

○3番（細谷誠君） 先ほど、各部署で施策計画されているもの、これを見返していくと少子高齢化、人口減少進んで行政資源がますます制約されていく中、先ほども下川議員、

木村議員のほうから質問提案等があったと思いますが、外国人対応や住民の生活スタイル、ニーズが多様化している中、行政手続のオンライン化、ＩＣを活用した書かせない、書かない、待たない、迷わない、行かせないというような、いわゆる書かないワンストップ窓口、今まさにこのことだと思うんですが、こういった住民と行政の接点、フロントヤードの改革が必要だと思いますが、取り組む考えはないか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長

○村長（田中正治君） 御質問の件でありますけれども、行政手続き等の処理においてこういうＩＣＴ活用というのは、大変重要であるという認識は変わりません。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、推進施策を検討しながら、各担当課から始められる取組も全体化していくということで、全てにおいてこれをやろうとすると莫大な経費がかかると思っています。

その中で、国がどこまで助成をして地元負担がなくなればやるのかっていうところは、まだはっきり見えていない状況の中で、将来、やることに向かって準備することは大事だと思いますけれども、現状で一気にこれをクリアしていくのはなかなか難しい課題というふうに私の中では思っております。

質問の趣旨にちょっとずれたかもしれませんが、そういった認識でいるということで御理解いただければと思います。

○議長（児玉眞澄君） 細谷議員。

○３番（細谷誠君） 私もいろいろ調べたんですけれども、やはりＩＣＴ、ＩＯＴ、そういったものを導入したからといって、こんな簡単にＤＸ推進はできない、また、莫大なお金がかかるというのも感じております。

そんな中で政府が支援策もいろいろ出して

おりますので、そういったところをぜひ検討いただいて、先ほど言いました体制なども含めて、職員のコンセンサスをとっていただいで進んでいただければと。またこの件に関しては私も勉強して質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（児玉眞澄君） これで３番、細谷誠議員の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

◎日程第４・認定第１号

○議長（児玉眞澄君） 続いて、日程第４、認定第１号、令和５年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

本件について、決算特別委員会の報告を求めます。決算特別委員会委員長、細谷誠議員。

○決算特別委員長（細谷誠君） それでは、審議資料１０ページをお開きください。

令和６年９月１９日開催の令和６年第４回占冠村議会定例会において決算特別委員会に付託された認定第１号、令和５年度占冠村一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についての審査結果を読み上げて報告いたします。

令和６年１０月３１日、占冠村議会議長児玉眞澄様。

占冠村議会決算特別委員会、委員長、細谷誠。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は審査の結果とおり決定したので、占冠村議会会議規則７６条の規定により報告します。

１、事件の番号、令和６年第４回占冠村議会定例会認定第１号。

２、件名、令和５年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について。

３、審査日、令和６年１０月３０日３１日、２日間。

4、審査の結果、認定する。

以上で報告を終わります。

○議長（児玉眞澄君） これから、認定第1号、令和5年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定です。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎日程第5・承認第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第5、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書1ページをお願いいたします。

承認第1号、専決処分につき承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案書2ページをお願いいたします。

本専決処分の内容は、先の衆議院議員選挙による令和6年度占冠村一般会計補正予算第5号で、歳入歳出それぞれ420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,820万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該

区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

以下、第1表歳入歳出予算補正により御説明申し上げます。

議案書3ページをお願いいたします。

歳入から御説明申し上げます。14款、国庫支出金、3項、委託金は410万円の増額。

19款、繰越金、1項、繰越金は10万円の増額。

歳入合計で420万円の増額でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。歳出について御説明申し上げます。

2款、総務費、4項、選挙費は420万円の増額。

歳出合計も420万円の増額でございます。

以上、御説明申し上げました。御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから承認第1号専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第6・議案第1号から

日程11、議案第6号

○議長（児玉眞澄君） 日程第6、議案第1号、占冠村総合センター条例の一部を改正する条例を制定することについての件から、日程第11、議案第6号、占冠村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの件、6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書、11ページをお願いいたします。

占冠村総合センター条例の一部を改正する条例を制定することについて、御説明申し上げます。

本件は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正に伴い、本条例に必要な改正を行うものでございます。

この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書13ページをお願いいたします。

議案第2号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて御説明申し上げます。

本件は、人事院勧告に準じ、本条例第5条第2項に規定する期末手当を改正するものでございます。

内容は、第1条において、令和6年度12月期分を現行の100分の225から100分の235に改めるものと、第2条において、令和7年度期

末手当の6月期分及び12月期分をそれぞれ100分の230に改めようとするものでございます。

この条例の施行期日等につきましては、附則に記載のとおりでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書15ページをお願いいたします。

議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて御説明申し上げます。

本件につきましても、人事院勧告に準じ、期末手当を改正するものでございます。

具体的な期末手当の改正内容につきましては、ただいま議案第2号で御説明差し上げたものと同様でございます。

施行期日等につきましても、附則に記載のとおりでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書17ページをお願いいたします。

占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて御説明申し上げます。

本件も、人事院勧告に準じ、一般職の給与及び各種手当に所要の改正を行うものでございます。

第1条は、令和6年度の職員の期末手当について、12月期分を現行100分の122.5から、100分の127.5に改めるもの、及び職員の勤勉手当について12月期分を現行100分の102.5から100分の107.5に改めるもの、そして再任用職員の期末勤勉手当及び一般職の給料表について所要の改正を行うものでございます。

第2条は、令和7年度の職員の期末手当に

ついて、6月期分及び12月期分を、100分の125に改めるもの、及び6月期分及び12月期分の勤勉手当を100分の105に改めようとするもの、そして再任用職員の期末勤勉手当についても所要の改正を行うものでございます。

施行期日等につきましては、議案書の附則に記載させていただいておりでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書25ページをお願いいたします。

議案第5号、占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、御説明申し上げます。

本件は、会計年度任用職員の処遇改善を図るため、会計年度任用職員の期末手当を、現行の年2.6月から年2.7月へ改正しようとするものでございます。

施行期日等につきましては、議案書附則に記載のとおりでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書29ページをお願いいたします。

議案第6号、占冠村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、御説明申し上げます。

本件は、令和7年4月から会計年度任用職員に勤勉手当を支給することができるようになることに伴い、育児休業中の会計年度任用職員についても勤勉手当を支給することができるよう、所要の改正を行おうとするものでございます。

この条例は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第12・議案第7号から

日程16、議案第11号

○議長（児玉眞澄君） 日程第12、議案第7号、令和6年度占冠村一般会計補正予算第6号の件から、日程第16、議案第11号、令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第3号までの件、5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議案第7号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書31ページをお願いいたします。

議案第7号、令和6年度占冠村一般会計補正予算第6号につきまして御説明申し上げます。

令和6年度占冠村一般会計補正予算第6号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,680万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,500万円としようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

地方債の追加は、第2表地方債補正によります。

内容につきましては、第1表により御説明申し上げます。

議案書32ページをお願いいたします。

歳入から御説明申し上げます。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金は354万1,000円の増額。2項、国庫補助金、31

万6,000円の増額。

15款、道支出金、1項、道負担金は106万5,000円の増額。2項、道補助金、304万5,000円の減額でございます。

16款、財産収入、2項、財産売払収入は、116万4,000円の増額。

17款、1項、寄附金は4,000万円の増額でございます。

18款、1項、繰入金は191万8,000円の減額。

19款、1項、繰越金は3,307万7,000円の増額。

21款、1項、村債は260万円の増額でございます。

歳入の合計は7,680万円の増額でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

1款、1項、議会費、14万5,000円の増額。

2款、総務費、1項、総務管理費は6,060万4,000円の増額。3項、戸籍住民基本台帳費は31万7,000円の増額。

3款、民生費、1項、社会福祉費は494万3,000円の増額。2項、児童福祉費は97万9,000円の増額。

4款、衛生費、1項、保健衛生費は58万1,000円の増額。

6款、農林業費、1項、農業費は197万4,000円の減額。2項、林業費は473万7,000円の減額。

7款、1項、商工費、200万円の増額。

8款、土木費、1項、道路橋梁費は950万円の増額。3項、住宅費、390万円の増額。

10款、教育費、2項、小学校費は10万5,000円の増額。3項、中学校費、11万7,000円の増額。4項、社会教育費、7万円の増額。5項、保健体育費、250万円の増額。

歳出の合計7,680万円の増額でございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第8号について、住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書53ページをお開き願います。

議案第8号、令和6年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第3号についての提案内容の御説明を申し上げます。

令和6年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,150万円にしようとするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

54ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正により歳入から御説明いたします。

1款、1項、国民健康保険税は480万円の減額。

4款、1項、道補助金は50万円の増額。

5款、1項、繰入金は280万円の増額。

6款、1項、繰越金は200万円の増額です。

55ページ、歳出は2款、保険給付費、4項、出産育児諸費、50万円の増額です。

56ページから63ページまでは事項別明細書でございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第9号について、福祉子育て支援課長、岡崎至可君。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） 議案書65ページをお願いいたします。

議案第9号、令和6年度占冠村介護保険特

別会計補正予算第2号について説明を申し上げます。

令和6年度占冠村介護保険特別会計補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,360万円にしようとするものであります。

66ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正により御説明申し上げます。歳入から御説明申し上げます。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、50万6,000円の増額です。

8款、1項、繰越金19万4,000円の増額です。

67ページをお願いいたします。歳出となります。

1款、総務費、1項、総務管理費、31万6,000円の増額です。

3款、1項、地域支援事業費、19万円の増額です。

4款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、19万4,000円の増額です。

68ページから73ページは事項別明細書となっております。

以上で議案第9号の説明を終わります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第10号から議案第11号については、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書75ページをお願いいたします。

議案第10号、令和6年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第2号について御説明申し上げます。

総則、第1条、令和6年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第2号は次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和6年度占冠村簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款、簡易水道事業費用、第1項、営業費用、161万2,000円の増額。

第2項、営業外費用、9万7,000円の増額。

第3項、特別損失、20万9,000円の減額でございます。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条本文括弧書き中、不足額4,854万4,000円を不足額4,824万4,000円に、引継金950万円を引継金920万円に改め、資本的支出の予定額の一部を次のとおり補正する。

第1款、簡易水道事業資本的支出、第1項、建設改良費、30万円の減額でございます。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、補正予定額、61万3,000円の増額でございます。

76ページです。76ページは令和6年度簡易水道事業会計補正予算第2号の実施計画書でございます。

77ページ、令和6年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第2号、収益的支出の明細書、78ページが資本的支出の明細書でございます。

79ページ、令和6年度占冠村簡易水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。業務活動によるキャッシュフローは4,525万1,703円。

投資活動によるキャッシュフローはマイナス1,255万7,000円。

財務活動によるキャッシュフローはマイナス4,178万7,000円。

資金期末残高は771万7,229円でございます。

続きまして81ページをお願いいたします。

議案第11号、令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第3号について御説明いた

します。

総則、第1条、令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第3号は次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和6年度占冠村公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款、下水道事業費用、第1項、営業費用、92万4,000円の増額。

第2項、営業外費用、8万2,000円の増額。

第3項、特別損失、58万5,000円の減額でございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、補正予定額、16万円の増額でございます。

82ページです。令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第3号の実施計画書でございます。

83ページが令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第3号、収益的支出の明細書でございます。

84ページです。令和6年度占冠村公共下水道事業、予定キャッシュフロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュフローは2,282万円。

投資活動によるキャッシュフローはマイナス2,152万8,000円。

財務活動によるキャッシュフローはマイナス840万7,000円。

資金期末残高は2,003万2,479円でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（児玉眞澄君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。本日はこれで散会します。

散会 午後2時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 7年 2月20日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署名議員)

占冠村議会議員 細谷 誠

占冠村議会議員 下川 園子

令和6年第5回占冠村議会定例会会議録（第2号）

令和6年12月13日（金曜日）

○議事日程

		議長開議宣言（午前10時）
日程第1	議案第1号	占冠村総合センター条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第2	議案第2号	占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第3	議案第3号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第4	議案第4号	占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第5	議案第5号	占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第6	議案第6号	占冠村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第7	議案第7号	令和6年度占冠村一般会計補正予算（第6号）
日程第8	議案第8号	令和6年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第9	議案第9号	令和6年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第10号	令和6年度占冠村簡易水道事業会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第11号	令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第12		議員派遣の件
日程第13		閉会中の継続調査申出
追加日程第1	議案第12号	財産の取得について
追加日程第2	議案第13号	令和6年度占冠村一般会計補正予算（第7号）

○出席議員（8人）

議長	8番	児玉眞澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	木村一俊君		3番	細谷誠君
	4番	下川園子君		5番	藤岡幸次君
	6番	小林潤君		7番	小尾雅彦君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占 冠 村 長	田 中 正 治	副 村 長	松 永 英 敬
総 務 課 長	三 浦 康 幸	企 画 商 工 課 長	平 岡 卓
農 林 課 長	鈴 木 智 宏	林 業 振 興 室 長	杉 村 政 彦
建 設 課 長	小 林 昌 弘	住 民 課 長	伊 藤 俊 幸
福祉子育て支援課長	岡 崎 至 可	ト マ ム 支 所 長	石 坂 勝 美
会 計 管 理 者	合 田 幸	総 務 担 当 主 幹	野 原 大 樹
職員厚生担当係長	鈴 木 隼	財 務 担 当 主 幹	橘 佳 則
税 務 担 当 主 幹	小 瀬 敏 広	企 画 担 当 主 幹	竹 内 清 孝
商工観光担当主幹	阿 部 貴 裕	広 報 統 計 担 当 係 長	大 谷 淳 貴
地域振興対策室主幹	松 永 真 里	農 業 担 当 主 幹	杉 岡 裕 二
林 業 振 興 室 係 長	坂 本 龍 哉	建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子
環境衛生担当主幹	蠣 崎 純 一	下 水 道 担 当 主 幹	中 島 辰 男
戸 籍 担 当 主 幹	細 川 明 美	戸 籍 担 当 主 幹	八 木 香 織
国保医療担当係長	久 保 璃 華	保 健 予 防 担 当 主 幹	岡 本 叔 子
村立占冠診療所主幹	佐々木 智 猛	社 会 福 祉 担 当 係 長	川 口 晃 平
介 護 担 当 主 幹	佐久間 敦	子 育 て 支 援 室 主 幹	森 田 梅 代
(教育委員会)			
教 育 長	多 田 淳 史	教 育 次 長	木 村 恭 美
社会教育担当主幹	上 島 早 苗	学 校 教 育 担 当 係 長	渡 邊 舞 子
(農業委員会)			
事 務 局 長	鈴 木 智 宏		
(選挙管理委員会)			
書 記 長	三 浦 康 幸		
(監査委員)			
監 査 委 員	下 川 園 子	事 務 局 長	高 桑 浩

○出席事務局職員

事 務 局 長	高 桑 浩	主 査	田 中 健 士 郎
---------	-------	-----	-----------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（児玉眞澄君） 改めまして、皆さんおはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1・議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、議案第1号、占冠村総合センター条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） おはようございます。総合センターの条例を改正するという事で、この条例自体が昭和46年という古い条例で、精神異常者という文言が入っていたわけですが、今だったらあまり考えられないことだと思うんです。

そして、要旨にありました障害者差別解消法、この改正に合わせてということで書いてありますけども、この解消法の改正の中身を見てみますと、主なものは事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が、改正前は努力義務であったのが、義務化されるということがメインになっているわけなんですけども、改正に合わせて文言を訂正することよりも、本来だったらもっと早めに消されるべき文言でなかったのかと思うんですけ

ども、その辺のことをお聞きするのと、もう一点、村の例規集、障がい者関係のところを見ますと、障がい者計画等策定委員会の設置条例とか障がい関係の交通費の補助とか、そういう関係の条例はあるんですけども、障害者差別解消条例というのがないので、そういう条例をつくる考えはあるのかどうか、以上二点伺います。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） 御質問にお答えいたします。

議員言われるとおり、精神異常者という表現はかなり昔から使われなくなってきており、精神障がい者という表現に変わってきていることと思います。もっと早く改正すべきであったのではないかという議員の御意見につきましてはは一理あると考えております。

今後もうこういった、不適切と考えられる文言につきましては、積極的に改正に努めてまいりたいと考えております。

あと、この障害者条例の関係でございますけれども、法令の中で合理的配慮が義務付けられたということになってございます。

国の通知、通達、その中でまだまだこの合理的配慮の内容というのは定まっていない状況で、それぞれの自治体、それぞれの企業の中でできる限りのことをやっていくという内容に留まってございます。

いずれにしろ、条例というところまでは今のところ考えておりませんが、今後とも勉強してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありません。

んか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第1号、占冠村総合センター条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2、議案第2号

○議長(児玉眞澄君) 続いて、日程第2、議案第2号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第2号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

(起立多数)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3・議案第3号

○議長(児玉眞澄君) 日程第3、議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4・議案第4号

○議長(児玉眞澄君) 日程第4、議案第4号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を

議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第4号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5・議案第5号

○議長(児玉眞澄君) 日程第5、議案第5号、占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第5号、占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6・議案第6号

○議長(児玉眞澄君) 日程第6、議案第6号、占冠村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第6号、占冠村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7・議案第7号

○議長（児玉眞澄君） 議案第7号、令和6年度占冠村一般会計補正予算第6号の件を議題とします。

これより質疑を行います。

質問者は、ページ数を明らかにし、質疑、答弁は要点を明確に簡潔に発言してください。質疑はありませんか。2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） まず48ページです。

6款、農林業費、2目、農業振興費、18節の農業振興新規就農等支援対策補助金、2077の減額となっております。

当初予算は、5720ということで、結構な減額になっているわけですが、この減額になった中身、農業従事者継続奨励金だとか就農資金だとかいろいろとあると思うんですが、どういう内容が減額になったのかということ。これだけ減額になるということは、村の農業関係の衰退につながるので、これから農業についてどういう対応をしていくのかも含めてお尋ねいたします。

それから49ページ、7款の商工費のところ、修繕費、180万の修繕費があるわけなんですけども、想定するには、元有限会社Oさんの道の駅関係の修繕費でないかと推測されるのですが、この修繕の内容について何うものと、今後、行政でフリースペースだとか何かを作るということであったんですけども、やはり今後の展開が大事だと思うので、その辺の説明と修繕の内容を伺いたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 木村議員の御質問にお答えいたします。

6款、1項、2目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金の農業振興新規就農支援

対策補助金の207万7,000円の減額の内容でございます。

こちらにつきましては、当初予算では施設整備費に300万円の計上がございまして、あと機械の購入費の補助金ということで計上しておりましたが、いずれも同一の方で新規就農された方なんですけども、計画どおりでいけばそういう施設整備もする予定でしたが、程度のいいトラクター、中古の農業機械が安いものが出てきたということで、この機を逃すとまた同程度の機種が買えないということで、施設整備のほうを取りやめまして、この方の残っております整備費、上限300万なんですけども、その残りをすべて使わせていただきたいということで御提案がありまして、営農のために必要な機械です。で、そちらのほうを買うということで計画を変更させていただきまして、減額となっております。

施設整備につきましては来年度以降考えていくということでございますが、この方につきましてはちょっと特殊事情がございまして、就農から3年ないし5年ぐらいで40頭規模を目指していたんですが、本年度離農される肉牛農家の方から、親牛を通常価格よりも安い形で購入されたり、増頭が相当あったものですから、どうしても必要な機械があるということで変更しております。

今後の農業の支援についてですが、イレギュラー的な計画変更もございますけども、村としましては10月に農業者の意向を確認して、次年度の計画を進めているところでございますけども、今、物価高騰で中古の農業機械も相当高くなってございますので、どうしてもこういったイレギュラー的なことも出てきてしまうのかなと思っております。

ただ、いずれにしても計画は守っていただいて計画どおりの就農をしていただくよ

う、こちらとしても協議をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 議案書49ページ、7款、1項、1目、10節、事業費の修繕費、180万円の内容の御質問でございます。

9月の定例議会、それから10月の所管事務調査で御説明をいたしました、道の駅空きスペースの修繕費でございます。

内容といたしましては、間仕切りの解体、天井板の張り替え、壁クロスの一部張り替え、それからエアコンの移設、ストーブの移設、火災報知機の増設という内容になってございます。

今後の展開でございますけれども、昨日の総務産業常任委員会の所管事務調査に関する報告でも、長期的視点に立って十分な議論により取り進めるようということで求められております。

大規模な改修を伴う施設の検討については今後の課題と考えておりまして、現在、委託設計中であります道の駅周辺整備も含めて検討をしたいという考えでございます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 木村議員。

○2番（木村一俊君） 道の駅関係は分かりました。

48ページの追加なんですけど、新規就農のことについては一応村のほうでストップしているということなんですけど、今後の新規就農の受入れ体制、それについての考え方について伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 御質問ありました新規就農についての受入れ体制の考え方でございますが、現在、数多くはないんですが後継者不足により離農する農家も散見してご

ざいますので、農地荒廃しないように引受け手が必要となってきます。

ただ、現在の規模拡大志向の大規模な農業者の方が現在は引受けていただいております、遊休農地というのが今現在見込まれておりません。

ただ、そうは言っても潜在的に後継者がいない農家というのはございますので、ある一定程度村も立ち止まりまして、どういった形で受入れて、どういった形で農地を引き渡すのか、新たな考え方を持った上で進めていかないとないと思っておりますので、御指摘ありましたとおり今受入れを停止しておりますけれども、その中で十分考えさせていただいて、現実的な対応を進めていきたいと思っておりますので、今後とも内部で協議を進めさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村議員。

○2番（木村一俊君） 今のことにしてもう一点伺いたいんですけども、1回受入れるのはいいんですけども、指導する農家のことはどうなっているのか、最後にそこだけ聞いて終わります。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 受入れ指導農家でございますけれども、他市町村においては、後継者のいない農業者の方が自治体に相談した上で、次の担い手を探していくわけですけども、離農予定者のところに就農研修に入らせていただいて、そのままその施設等を引き継ぐという形が一番望ましいのではないのかなと考えております。

ただ、先ほど言いましたけれども、まだ内部のほうで煮詰まっておりますので、指導体制につきましては、ちょっと言葉は選ばず言わせていただきますけれども、既存の農家を親方として研修をしていただくのが着実な就

農に向けて一番ではないのかなと考えてございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。5番、藤岡議員。

○5番（藤本幸次君） 48ページの6款、農林業費の2項、林業費、1目、林業振興費、14節、工事請負費です。

減額、601万7,000円については全協の中でも一部、概略のざっとした説明ありましたが、改めて、こちらの減額の背景について、それぞれ二つありますけれども説明いただきたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 林業振興室長。

○林業振興室長（杉村政彦君） 藤岡議員からの御質問にお答えをいたします。

議案書48ページ、6款、2項、1目、14節、工事請負費、公有林整備事業、191万9,000円。

同じく、保育間伐工事、409万8,000円の減額の内訳事由でございます。

保育間伐工事につきましては、南富良野町の落合地区にございます61林班2小班は5.52ヘクタール。シラカバの40年生の林分でございます。

もう一つが、同じく61林班4小班、3.60ヘクタールのトウヒの44年生の林分でございます。

本事業の事業費の一部は公有林整備事業道補助金を財源とする予定でございましたが、間伐の実施箇所が村内ではなく、隣町の南富良野町であることから、村内の村有林事業と手続が異なり、南富良野町の森林組合と調整を行いましたけれども、年度内の事業の実施が難しいこと及び北海道の補助金の申請が困難となったということから、本事業を年度内に実施することは困難だということで判断をいたしました。

公有林整備工事に関しましては、村内のタ

ンネナイ地区、53林班17小班の0.98ヘクタールでございます。

富良野地区森林組合と調整をしてまいりましたけれども、本事業で使用します苗木の確保が困難ということから、本事業を年度内に実施することが困難であるということで判断をいたしましたところでございます。

前後しましたけれども、0.9ヘクタールでトドマツ、2,041本植栽ということの予定でございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡議員。

○5番（藤本幸次君） 公有林整備工事についてですが、大きな原因としては要するに苗木の手当てができなかったということのようなんですけれども、私も森林組合の組合員の1人ですから、組合長にこの件について、今年の苗木の滞りが相当ひどかったようなんですがどうですかって話したところ、確かに出しのところは非常に滞って皆さんにいろいろ御迷惑をかけたが、オーダーいただいたものについてはほぼ収めましたよと。おかしいでしょう、だって占冠で2,000本足りないって話出ていますよ、そんなわけないんじゃないですかって聞いたら、ちょっと調べますということで改めて回答いただきました。

中身について詳しく聞くと、大体契約ができておりませんと。要するに見積り依頼はありましたが、その依頼があったのが10月の半ば過ぎ、月末にかけてと。それから契約成立しましたといっても、業者手配はどう考えても年度内に終わるわけがないんですよ。

要するに、ほかしていたって言ったら失礼な言い方かもしれないけれども、やっぱり動き出しが余りにも遅過ぎませんか。

これだと成立しませんよ、誰が考えても。普通は、業者呼んでこういう計画があるんだと、森林組合ならどんどん使えばいいじゃな

いですか。なぜ予算通過した時点で業者呼んで、こういう計画があるんだけど、見積りをお願いしたいんだと。当然相見積りをかけて選定するんでしょうけども、その動き出しを春のうちからやって、いろいろ検討し、少なくとも夏の終わりには契約整理しないと業者さんだって手配できませんよ。

森林組合の肩持つわけじゃないけども、こちらの組合の担当者だったら、10月半ば過ぎのオーダー、それは相手だって契約に応えられませんよ。ただ、唯一いけば来年に向けての見積りをお出しできますというか、会話が合ったかどうかそこまで私は確認していませんけども。

苗木の手配ができませんでしたではなくて、苗木はあったんですよ、言い方きついけども。100とは言わないがオーダーあったものについてほぼ賄いました、いろいろ手配し森林組合においては各自治体からのオーダーについては応えられていますという回答をいただいております。

再度質問します。こちらの背景もう一度回答いただけますか。

○議長（児玉眞澄君） 林業振興室長。

○林業振興室長（杉村政彦君） ただいま藤岡議員からいただきました御指摘、大変ごもっともだと思っております。

年間計画、そしてその予算化された事業が、年度計画の中で実行する際に、節々での進捗状況の確認ですとか、あるいは、もう少し具体的に言うと林業は御指摘のとおり時期ものですから、夏から秋にかけて造林の事業は最盛期を迎えるわけですので、その節々の中で事業の予定に基づいた契約行為等の準備、そういったものが行われているのかなど、日々の確認、そういったものが重要ということを改めて認識をしたところでございます。

そういう事情でございますので、議員御指摘の内容を踏まえてこのことを教訓といたしまして日々当たってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡議員。

○5番（藤本幸次君） 結果は結果で残念ですけども、このような結果になってしまった。

これを踏まえて、今後に向けてという室長のお話がありました。

それはそのとおりやっていただかなきゃいけないし、大事なところは今回一つ言えることは、業者さんもこれだけの仕事が村内であったんですが、これを失っている。林業振興しなきゃいけないという中で非常に残念な話です。

だから、今回のこの反省を踏まえて、室長のみじゃなくグループで共有してほしい。こういうことは、室長だけがまずいのでは、それで風化して終わりなんですよ。人が変わればそれで終わっちゃうではなくて、やっぱりグループの中でこういう結果起きてしまったんだけど、同じことを来年、再来年と繰り返さないようにどうしていくかと。やっぱりこれはグループ内で大いに反省いただきたいと思います。

再度お願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 林業振興室長。

○林業振興室長（杉村政彦君） ただいま御指摘いただきました。

組織として業務に当たってございますので、本日の御質問を踏まえて、全体で共有をしながら日々の業務に当たってまいりたいということでございます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。1番、大谷議員。

○1番（大谷元江君） 議案書50ページです。

8款、土木費、3項、住宅費、1目、住宅

管理費の中の需用費、修繕費の310万円の予算ですが、議運でお伺いしておりましたけどもトマム火災現場の処理分ということと、新年度は建て直しをしますよということで回答いただいておりますが、もう少し詳しく。310万円は火災の処理分ということでしたけども、隣にもう1件あったと思うんですが、その分は解体をするという意味で全体の立て直しになるのかということと、その下の委託料の中に村営住宅維持管理業務委託料、少ないんですが20万計上されております。村営住宅、あらゆるところにあるかと思いますが、全体の村営住宅の管理なのか、一部分の村営住宅の管理なのか、その辺教えてください。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 大谷議員の御質問にお答えいたします。

50ページ、8款、3項、1目、10節、需用費、修繕料、310万円について御説明いたします。

こちらにつきましては、第2トマム団地、今、議員からお話ありました火災のあった住宅の後片付けというところで、当初予算でとっていた修繕費の中から、この片付け分を手数料と機械借上料ということで、流用して片付けを行なっておりました。

行なった分を修繕費から流用しているものですから、今度修繕費のほうがり足りなくなってきたものですから、今回、12月の定例会でその分を補正させていただいて住宅の修繕で対応したいというところで310万円を増額させていただいているところでございます。

火災現場の立て直しについては、基礎の部分は一部補修はしなければならないと思いますが、基礎の部分を利用して同じ形の

住宅を建てるということで、7年度は進めていきたいと思っております。

隣の住宅については取り壊しは行いません。

ただ、今その真ん中に物置のスペースがあるものですから、物置のスペースの一部、隣の住宅の分が一部消失しておりますので、その辺の処理についても行なっておりますけれども、同じ住宅のものを7年度は建てるということで進めていきたいと思っております。

それと、12節の委託料です。村営住宅維持管理等業務委託料、20万円の増額ですけれども、こちらについては、冬季間の空き家の住宅の屋根の雪下ろしですとか、そういった部分、例年予算不足となっております、予算の流用等で対応しているわけでありまして、今回手数料のほうで20万円減額いたしまして、その分を委託料の住宅管理のほうに充当させていただきまして、増額ということで計上させていただいております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 大谷議員。

○1番（大谷元江君） トマムの修繕の関係で、来年度建て直しはそれは結構なんですけれども、その隣の部分、類焼の逃れた部分ですけども、火災というのが結構臭いだとかいろんな後遺症ありますよね。そういう部分に関しては、隣に入られる方、どんな状況で元へ戻るといふ形になるんでしょうけども、臭いとか云々が残らない状況っていうのはつくれるものですか。隣を新築する意味で、古いほうの建物にかなり影響があるのかと思いますけれども、その辺考慮した建て替えを行うのかどうか確認したいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 御質問にお答えいたします。

隣の住宅の臭いに関しましては、火災発生

直後、私もその部屋の中には入りましたけれども、数か月にわたって臭いはやはりありました。

ただ、今はもうその臭いも消えてないような状況です。

ただ、隣の一部壁については火災の時の熱で影響を受けているものですから、そういった部分は張り替えとか対応をしなければいけないと思っていますし、隣の新しく建てた住宅と同時に、隣の部屋の部分も美装をかけるなど、入居には対応できるようには進めてまいりたいと思っています。以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。4番、下川議員。

○4番（下川園子君） 議案書50ページ、8款、1項、1目、道路維持費の12節、委託料、村道管理委託料の500万円の増額理由と、その下13節、使用料及び賃借料の除排雪機械借上料、こちらの増額、詳細理由を伺います。

この村道除排雪機械借上料が当初予算で392万計上されていて、それプラス450万ということなのでこれを増額することによって効率を上げるための増額なのか、機械を借り上げる金額が高くなってしまったから増額なのか、もしくは稼働日数が増えるということなのか、そういった詳細を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 下川議員の御質問にお答えいたします。

8款、1項、1目、1節、12節、委託料、村道等管理委託料、500万円の増額理由でございます。

村道等管理委託料につきましては、春と夏の契約と冬場除雪が主になるんですけれども、そちらの契約2本で契約しておりまして、春夏の予算額としまして622万7,000円。

冬の除雪としまして3,039万6,000円。この

二つを合わせまして、村道等管理委託料の当初予算額、3,662万3,000円になるんですけれども、今回、春と夏の村道等の管理委託、村道等の維持に係る部分が、この622万7,000円を大幅に超過しまして、実績として1,118万という実績になってございます。約500万円近く超過しましたので、その分につきましては当初予算でとっております冬場の除雪の分を先食いさせていただいて道路維持に当たらせていただいたという状況でございますので、その不足の分を今回500万円増額の計上を上程しているところでございます。

続きまして、13節、村道等除排雪機械等借上料でございます。450万円の内訳ですけれども、450万円の内200万円につきましては、村道等の除排雪に関わる分でございます。

今現在使用料において、予算残額が290万円ほどということで、1回当たりの除排雪、トマム地区ですと180万とか190万円の経費がかかってきます。

そうすると、雪の状況にもよるんですけれども、1回しか排雪ができないということもありますので、また今年の冬においては雪が多いという報道もございますので、足りなくなるかもしれませんけれども、そういったところを加味させていただきまして200万円を計上させております。

残りの250万円につきましては、ホロッカ幾寅線の道道から入りましてや約4キロぐらいのところに林友橋という橋がありまして、その林友橋の橋梁の補修工事をこの冬に行います。その林友橋までの道路の除雪分、これを250万円計上いたしまして、450万円ということで今回増額の補正予算計上させていただいております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第7号、令和6年度占冠村
一会計補正予算第6号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は
起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可
決されました。

◎日程第8・議案第8号

○議長（児玉眞澄君） 日程第8、議案第8
号、令和6年度占冠村国民健康保険事業特別
会計補正予算第3号の件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。
2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 当局の説明によると、
世帯数で227件から146世帯になって被保険者
でいうと330人が229人になる。

世帯数で81世帯減、被保険者数でいうと
100人以上の減になるということで、結構大
きな減になるわけなんですけども、果たして
国保の運営がうまくいくのかどうかそこが心
配なわけです。

母体が小さいと本当に大きな病気が出ちゃ
ったらこれも大変なことになるので、その辺
大丈夫なのかどうか、数はこれで正しいかど
うか、その辺を伺うのが1点目。

それから、この減額が滞納繰越分に与える

影響はどれだけあるのか。

あと、国保財政調整基金が、令和5年度末
で言うとも1,500万ぐらいあって、今回280万、
300万ぐらい出ちゃうので、1,200万ぐらいし
か基金の残高が残らなくなっているんですけ
ども、やはり運営する上である程度基金がな
かったら困るので、その辺の見込みと、結局
人が少なくなって国保の運営が大丈夫かって
こと聞きたいんですけども、課長お願いします。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 木村議員の御質
問にお答えさせていただきます。

まず、被保険者の減少等についてございま
すけども、今、木村議員から言われました内
容について間違いなく、この数字につきましては
9月末現在の数字ということで前回は御
説明させていただいております。

その後、11月末ではどうなのかということ
で調べてみましたら、世帯数で62世帯の減、
被保険者で78人の減ということで、大分圧縮さ
れてきている状況にあります。

滞繰に与える影響というのは調べておりま
せんのでお答えすることができませんけども、
国保の運営状況等でいきますと全国的に見て
も国民健康保険被保険者数というのは減少傾
向にありまして、ただ1人当たりの医療費は
全国的に見ても増えている状況にあります。

それで、全体的な国保の財政運営という
ところでいけば、なかなか全国的に厳しい状況
ではあるということを聞いております。

その中で、北海道全体で財政運営、国保の
財政運営をしてきているところでありまして、
医療費部分につきましては、北海道全体に係
る経費を被保険者数割合の割合等でそれぞれの
市町村に配分分配されまして、それについて
納付金に係る部分の国保税を納めてきてい

るという流れであります。

例えば、今年大きな病気が出たとしてもそれにかかってくる、こちらの村のほうで負担していく部分については2年後3年後の納付金の算定のときに負担が計上される流れになっております。

とはいえ、その納付金を払うだけの国保税を集めていかなければならないというところでありまして、急激な納付金の増加につながらないように、基金等を活用して進めていきたいということでもあります。

今、木村議員から御指摘のあったとおり、基金の見込み等でいきますと、今回使うと1,200万程度になってしまいますけども、今後の運営状況については、国保税の見直し、令和12年度には統一保険税ということで、税率の見直しをしていかなければならない状況でありまして、占冠村としては低い状況にありますから段階的に上げていかなければならないといったことが言われておりまして、12年度に向けて税率の改正を検討をしてきているところでありまして、来年度以降に向けて税率の改正を進めていきたいということと考えておりまして、どうにか健全な国保の財政運営ができていけるように、皆さまの御協力をいただきながら進めていきたいと考えております。

ちょっと答弁になったかどうか分かりませんが。

○議長（児玉眞澄君） 木村議員。

○2番（木村一俊君） 大変な状況になりつつあるのは分かったんですけども、みんなで協力してっていうか、どういう対応をしたら国保が安定して維持できていくのか、その辺、当局としてどのように考えているのか伺ってこの質問は終わります。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 国保財政の安定的な運営ということでもありますけども、これにつきましては北海道全体での議論も進められてきているところでありまして、市町村としては与えられた納付金の額を納められるように、税收の確保ですとか医療費の減額につながっていくような保健事業の推進ですとか、皆さまの被保険者の健康管理含めて御協力をいただきながら、どうにか進めていければと考えております。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第8号、令和6年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第3号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案審議中ですが、ここで、11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続けます。

◎日程第9・議案第9号

○議長（児玉眞澄君） 日程第9、議案第9号、令和6年度占冠村介護保険特別会計補正予算第2号の件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第9号、令和6年度占冠村介護保険特別会計補正予算第2号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10・議案第10号

○議長（児玉眞澄君） 日程第10、議案第10号、令和6年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第2号の件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。2番、木村議員。

○2番（木村一俊君） 77ページ、収益的支出の1款の3項、特別損失。これの平成5年度引当金繰入金、これ当初が29万7,000円だったんですが、20万9,000円とかなり減額されているわけなんですけども、この内容を説

明していただきたいのと、その上の償還利子、過疎債の利息ですか。これ、過疎債の元金はどれだけなのか教えていただきたい。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 御質問にお答えいたします。

77ページ1款、3項、1目、1節、過年度修正損の20万9,000円の減額でございます。

こちらにつきましては、当初予算で29万7,000円計上していたわけでありますけれども、当初予算試算するときに計算が誤ってまして、1節の過年度修正損で余分に予算を計上していたということでございます。その分、その上の3目の総係費の3節、法定福利費、こちらの分の法定福利費の共済組合分組合分が不足したものですから、減額した分をこちらに充当して増額してございます。

続きまして2目、2項の営業外費用、1節の企業債、利息、過疎償還利子、過疎債の分です。

こちらにつきましては、本年度の現在高ですけれども、8,581万1,000円でございます。

増額の理由ですけれども、こちらにつきましては、令和5年度に借入れた分の利子の見直しがありまして、それに伴いまして今回増額の補正をさせていただいております。以上でございます。

すいません、利子じゃありません。利率の見直しがありまして、今回補正をさせていただいております。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第10号、令和6年度占冠村簡易水道事業会計補正予算第2号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11・議案第11号

○議長(児玉眞澄君) 日程第11、議案第11号、令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第3号の件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、木村議員。

○2番(木村一俊君) 83ページになります。

1款の3項の特別損失のところで、令和5年度分消費税及び地方消費税確定申告納付金がこれ1回、2号補正で230万の増額であったのが、3号補正で58万5,000円減額されたわけですけども、内容を教えてください。

あと、令和5年度の決算審査のとき、3月やったときですか。歳入の村債の資本化平準化債が1目、下水道で230万、2目の浄化槽事業で50万が収入未済になっていたので今年は収入する予定だという説明があったわけなんですけども、その後どのようになったのか説明と、補正の1号で910万という企業債の計上があったんですけども、その関係を伺います。

そして、令和6年度分の当初予算、資本的収入の1款、下水道事業資本的収入、1項、

企業債、この2目、資本費平準化債、1節、資本費平準化債。これに下水道事業分として770万、浄化槽事業分として140万の計上があるんですけども、これとの関係もお聞きいたします。以上です。

○議長(児玉眞澄君) 建設課長。

○建設課長(小林昌弘君) 御質問にお答えいたします。

1節、過年度修正損の58万5,000円の減額でございます。

9月補正で230万円の増額補正を行なっておりまして、令和5年度の地方消費税及び地方消費税の納付金につきましては、納付額が84万8,800円でございます。

当初、補正に計上するまでに試算を行なっておりまして、その試算では220万円ほどの納付になるだろうということで試算をしております。補正予算計上させていただいたわけでありまして、実際計算の過程、言葉では申し上げるのは難しいんですけども、前年度の繰越金の取扱いについて、特定収入ですとか、使途不特定の特定収入というのがありまして、こちらの判定の仕方によって納付額も変わってくるということが、ある税理士の方から指導がありまして、それに基づいて我々も計算した結果、当初我々が試算していた220万円よりもはるかに金額が低い84万8,800円という結果になりましたので、下水道のほうにつきましては、このような形で税務署のほうに確定申告を行い、受理をしていただいているところでございまして、今回58万5,000円の減額をさせていただいたところでございます。

それと、5年度分の起債280万円がいつ納入になったかについては、すいません、今納入日がいつだったかっていうことが手元に資料ありませんので、調べさせていただきたい

と思います。

それと、6月の補正で910万円の補正を1号補正で上程していたわけでありますけれども、こちらにつきましては、6月の定例会でも申し上げて、おわびを申し上げたんですけれども、予算の明細書のほうには、先ほど木村議員もおっしゃったとおり、資本的収入の下水道の5ページのほうに、2目の資本費平準化債ということで910万円の計上が記載はされているんですけれども、肝心の予算書の鏡のほうに、この企業債の第5条の表からこの910万円が記載されていなかったというところで、追加の補正をさせていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第11号、令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第3号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12・議員派遣の件

○議長（児玉眞澄君） 日程第12、議員派遣

の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配付したとおり決定しました。

◎日程第13・閉会中の継続調査申出の件

○議長（児玉眞澄君） 日程第13、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時56分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続けます。

お諮りします。

ただいま村長から、議案第12号、財産の取得についての件及び議案第13号、令和6年度占冠村一般会計補正予算第7号の件が提出されました。

これを日程に追加し、それぞれ追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号財産の取得についての件を追加日程第1、議案第13号、令和6年度占冠村一般会計補正予算第7号を追加日程第2として日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時58分

○議長(児玉眞澄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続けます。

間もなく、昼休憩の時間に入りますが、本日は議事の都合により、このまま引き続き議事を進行します。

◎追加日程第1・議案第12号

○議長(児玉眞澄君) 追加日程第1、議案第12号、財産の取得についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長(伊藤俊幸君) 議案第12号、財産の取得について。

次のとおり、財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、取得の目的、歯科診療所機器の整備。

2、取得する財産歯科用エックス線CT装置一式。

取得の方法、随意契約。

取得価格、1,283万5,790円、税込み。

取得先、札幌市白石区菊水上町二条4丁目

36番77、北海道歯科産業株式会社、代表取締役、山田哲也。

以上、御提案申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長(児玉眞澄君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、木村議員。

○2番(木村一俊君) 今回立派な機械が入るわけですが、受診者である住民にどのような効果を及ぼすと考えているのか伺いたいと思います。

○議長(児玉眞澄君) 住民課長。

○住民課長(伊藤俊幸君) この機械の導入に対する効果でありますけれども、今のレントゲンにつきましてはアナログ式でありまして、耐用年数も十分経過している状況で壊れた場合の修理等がなかなかできない状況の中で、今のレントゲン機器を使用しているところであります。

今後、この機器を導入することによりまして、持続可能な地域医療の提供を整え、より質の高い地域医療の提供に努めていくことで、住民の皆様の福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長(児玉眞澄君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。木村議員。

○2番(木村一俊君) 今回の機器の導入に反対の立場から討論いたします。

平成5年度決算認定、この間終了しまして、各会計の状況も明らかになってきました。

歯科の特別会計においては、受診患者数の

激減に伴い現在の1日当たりの患者さんは3.9人ということで、診療報酬が約年間7、8百万。結局1,200万の一般会計からの繰入れでやりくりしているという運営状況であります。

今回の機器の導入による効果が受診者である住民に及ぼす利点、それが本当にさっき課長が言われたように優れたものなのかどうか不明で、今回のように1,300万という、年間一般会計の繰越金以上の高価な設備投資が住民から税金の無駄遣いだとしられるということは明らかであります。

よって、今回の導入に反対いたします。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論ありませんか。藤岡議員。

○5番（藤本幸次君） 私は賛成ということですが、基本的に諸手を挙げてということではないけれど、30年という機器の経過を見ると壊れた時にどうするんだってという話になって、部品がないとかいろいろなことがあります。

平気でメーカーは部品ありません、物が無いんだからメンテナンスできませんって話になってしまうので、やはり30年というところを見ると、購入はするべきだろうと私は思っています。

ただ、金額はもっと抑えればもっといいというのが内心はあるんだけど、やはりここでは導入すべきと私は考えます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第12号、財産の取得につい

ての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2・議案第13号

○議長（児玉眞澄君） 追加日程第2、議案第13号、令和6年度占冠村一般会計補正予算第7号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書87ページをお願いいたします。

議案第13号、令和6年度占冠村一般会計補正予算第7号につきまして御説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,620万円としようとするものでございます。

歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。

以下、第1表、歳入歳出予算補正により御説明申し上げます。

88ページをお開きください。

歳入から御説明申し上げます。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、767万8,000円の増額。

18款、1項、繰入金、352万2,000円の増額。

歳入合計1,120万円の増額でございます。

議案書89ページをお願いいたします。

歳出につきまして御説明申し上げます。

3 款、民生費、1 項、社会福祉費は747万8,000円の増額。2 項、児童福祉費、20万円の増額。

6 款、農林業費、2 項、林業費は352万2,000円の増額。

歳出合計1,120万円の増額でございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第13号、令和6年度占冠村一般会計補正予算第7号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○議長（児玉眞澄君） これで本日の会議を閉じます。

令和6年第5回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午後0時10分

◎閉会の議決

○議長（児玉眞澄君） お諮りします。

以上で本定例会に附議された案件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条規定により本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 7年 2月20日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署名議員)

占冠村議会議員 細谷 誠

占冠村議会議員 下川 園子